

# 子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和5年12月15日（金）

午前10時01分～午後2時11分

場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長	本間としえ	副委員長	岩崎みなこ
	委員	中島律子	委員	大くま真一
	委員	あらたに隆見	委員	松田だいすけ
	議長	三階道雄		

出席説明員	行政管理課長	大島亮弥		
	(兼)DX推進担当課長			
	くらしと文化部長	古谷真美	文化・生涯学習推進課長	垣内敬太
	スポーツ振興課長	私市敬		
	子ども青少年部長	鈴木恭智	子育て支援課長	廣瀬友美
	子ども家庭支援センター長	田島佐知子	児童青少年課長	石山正弘
	子育て・若者政策担当課長	関隆臣		
	教育部長	小野澤史	教育部参事	山本勝敏
			教育指導課長事務取扱	
	教育振興課長	城所学	社会教育・文化財担当課長	齊藤義照
	永山公民館長	伊藤麻衣子	学校給食センター長	佐藤彰宏
	(兼)関戸公民館長			
	教育協働担当課長	野原敏正		

## 案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第88号議案 多摩市営永山複合施設駐車場の指定管理者の指定について	可決すべきもの
2	第104号議案 多摩市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3	意見交換会について	承認
4	特定事件継続調査の申し出について	承認
追加	所管事務調査の申し出について	了承・継続調査

## 協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	多摩市文化芸術振興計画策定について	文化・生涯学習推進課
2	総合体育館照明LED化ESCO事業について	スポーツ振興課
3	テニスコート人工芝マイクロプラスチック流出抑制対策の実施状況について	スポーツ振興課
4	「こども誰でも通園制度（仮称）」と「多様な他者との関わりの機会の創出事業」について	子育て支援課
5	令和6年度4月 認可保育所等入所の1次申請について	子育て支援課
6	多摩市子ども・子育て・若者プラン（第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画）における現計画取組の成果確認について	子育て・若者政策担当
7	子育てひろば事業等業務委託の業者選定（経過）について	子ども家庭支援センター
8	母子保健・児童福祉一体的相談支援体制について	子ども家庭支援センター 健康推進課
9	令和6年度学童クラブ入所申請について	児童青少年課
10	令和6年多摩市二十歳の祝賀祭（旧成人式）について	児童青少年課
11	令和5年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書について	教育振興課
12	多摩市立八ヶ岳少年自然の家の食事料の改定について	社会教育・文化財担当
13	鶴牧西公園の国登録有形文化財に関する寄附の受領について	社会教育・文化財担当
14	多摩市教育委員会・東京都市大学の共催による旧多摩聖蹟記念館企画展の開催について	社会教育・文化財担当
15	食品加工会社の産地偽装報道について	学校支援課 学校給食センター

16	多摩市フレキシスクールOnlineの中央図書館での試行実施について	教育指導課
17	所管事務調査について	—

午前10時01分 開会

本間委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第88号議案 多摩市営永山複合施設駐車場の指定管理者の指定についてを議題とする。

これより、市側の説明を求める。

小野澤教育部長 本案であるが、令和6年4月からの多摩市営永山複合施設駐車場の管理運営について、新都市センター開発株式会社を指定管理者に指定するため提案するものである。このたびの指定に当たっては、学識経験者及び公募市民からなる多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定委員会を設置して、施設の安全管理や効率性等の観点から、本事業者が当該施設駐車場の設置目的を最も効率的かつ効果的に達成することができる事業者であると審査をされたところである。

この駐車場が入っているベルブ永山については、多摩市と新都市センター開発株式会社の2社で区分所有をしていて、ベルブ永山全体の管理運営を同事業者が行っているほか、ベルブ永山と隣接する商業施設及び駐車場についても所有し管理運営を行っている。そのため、同事業者による一元管理運営を行うことでのメリットは大きく、効率的な運営が図られるものと考えている。

指定の期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間である。

よろしくご審議のほどお願いする。

これまでの経過等については、永山公民館長より説明をさせていただく。

伊藤永山公民館長 では、案件1の資料をご覧いただきたい。

多摩市営永山複合施設駐車場の指定管理者の指定について、1つ目、多摩市営永山複合施設駐車場の指定管理については、主に公民館や図書館など公共施設の利用者の駐車場を確保することを目的として設置され、平成

18年4月以来、指定管理による管理を行っており、現在の指定が令和6年3月31日をもって終了する。令和6年4月から5年間についても、引き続き指定管理による指定管理を行うことを決定し手続を進めてきた。

2番目の指定管理者選定について、指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年の3月31日までの5年間である。選定方法としては、現指定管理者が駐車場があるベルブ永山の建物管理も一体として設備、管理運営及び周辺駐車場を管理しており、スケールメリットによる経費削減を行うことができるため、特命とした。選定委員会は、先ほど部長も申したとおり、学識者3名、市民委員2名の5名からなる選定委員会を設置し、指定管理者について審査を行い、審査結果報告書を教育委員会へ提出、教育委員会で選定について決定した。

指定管理者候補者は、新都市センター開発株式会社である。

これまでの流れだが、令和5年3月に経営会議で、指定管理制度の導入の目的、指定管理期間、募集について、料金制度、料金体制等の指定管理者制度方針に当たっての基本的な考え方について協議を行い、決定をした。その後、選定委員会の設置要項を制定し、選定を行った。

今回の駐車場管理に伴っては、駐車券の紛失等もあるので、個人情報を扱うことから、多摩市個人情報保護安全管理委員会で協議回答し、その後、協議を経て、11月、仮協定を新都市センター開発株式会社と締結した。今回、市議会で上程をして、今後2月に基本協定の締結、令和6年4月1日より年度協定を締結し、指定管理者による業務を開始したいと考えている。

本間委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

岩崎委員 今、委員会を立ち上げてという話があったが、私、不便さというか、時代的には、今、キャッシュレスの方向にあるかを見て、精算機については、委員の方はどんな感じでお話したのかをお聞きする。

伊藤永山公民館長 今回、選定委員会では、指定管理者候補者の新都市センター開発株式会社から説明を受けるとともに、実際に駐車場の現場確認を行った。その際だが、新都市センター開発株式会社のほうで、年に1回利用者アンケートも行っていて、確かに駐車場の精算機の使い勝手が悪いという言葉も、ご意見も、少ないながらいただいている。実際今回、選定委員会で現場を確認した

ところ、例えば高さの問題とか、そういうところで確かに使い勝手が悪いかもしれないというご意見はいただいているところである。ただ、キャッシュレスについては、特段意見は出ていない。

岩崎委員 それを受けて、市は、その現状はどのように思われたのかをお聞きする。

伊藤永山公民館長 精算機については、市が所有するものとなっているので、市民のご意見として真摯に受け止めているところである。今後、少しでも改善も図られるときに図っていきたいと考えている。

岩崎委員 ご意見はそれほどでもなかったのかというのは今わかったが、例えば今、市が所有しているというお話だったが、機種だけをもし取り替えるということになった場合は市が行わなければいけないと思うが、全部取り替えるのは難しいとしても、何か袖のようなどころによくついている部品とか、機種の部品を入れるとか、あるいはそうすると、金額的にもどのようになっているのかというのをお聞きする。

伊藤永山公民館長 実際に意見もあったことから、現在、メーカーと調整している最中である。今回入れた機器は平成25年に入れているので、10年が経過した中で、なかなか新しいキャッシュレス対応の端末をすぐに取り付けるというのが、システム上難しい状況ではあるが、現在駐車場も確認させていただいて、例えば交通系IC端末とか、限られてはくるが、設置ができる機種とか端末があるかどうかを今検証させていただいているところである。

岩崎委員 今、検討しているというか、今日の時点ではまだわからないということだが、委員の方からもそこまではお話がなかったし市民の方からもということだったが、今までお使いになられているところで、新都市センター開発株式会社のほうに苦情というかクレームのようなものはあったかをお聞きする。

伊藤永山公民館長 今回、市民の方の声ということで、毎年アンケートを行っているところで市民の声を聞いているが、新都市センター開発株式会社の職員の方から直接クレームを受けたというような報告は受けてはいない。

松田委員 ベルブは、たしか改修だか何かというのはある。あとどのぐらいなのか。その辺、伺っていいか。大規模改修とか改修の予定。

伊藤永山公民館長 ベルブ永山は平成9年に建ち、令和9年に30年を迎える。なので、こ

のまま予定どおりにいけばだが、3年後の令和9年には大規模改修に入る予定である。

松田委員        そうすると、ここにも書いてあるとおり、駐車場も建物の一体ということなので、だから、区分所有している多摩市と新都市センター開発株式会社で、新都市センター開発株式会社は一体で駐車場もということだと思うが、例えば、その精算機の問題、キャッシュレス化は国策ではないか。その中で、ただやっていくとなると、普通に考えると、大規模改修に合わせてとか、そんな感じになるのか。

伊藤永山公民館長    今の精算機も、平成25年には入れているが、もともとの大本の機械は、平成9年から延命という形でずっと使っているのも、やはり大規模改修時の30年のときには、改めて総入れ替えというのでも検討しなければならないという状況ではあるので、大規模改修時に全体を考えてやるのが一番効率的かとは考えている。

中島委員        西友のほうの精算機の場所なのだが、あそこは、機械ではなくて人が対応されているが、今の時代、割と人が対応しているところはすごい少ないと思う。例えば、あそこも24時間対応でキャッシュレスにするとか、そういった予定というのは、新都市センター開発のほうで話が出ているということはあるのだろうか。

伊藤永山公民館長    新都市センター開発株式会社とは、グリナードの提供をさせていただいているところなので、ベルブ永山の駐車場が満車時のときにはグリナードのほうに振り替えさせていただいているサービスを行っていただいているところである。その中で、両方で調整を行う機会があるが、新都市センター開発のほうでもいろいろな検討を進めていると伺っている。具体的には、いつ精算機対応になるとかというのは私どものほうでもわからないが、利便性の向上のためにいろいろな検討を行っているということは伺っている。

大くま委員        ベルブの駐車場については、ベルブを利用した際には1時間分だったと思うが、割引するようなことがあって、駐車料金も一定抑えているということとは理解をしているが、支払いが細かくなりがちだというようなことも市民の方から言われていて、だからこそ改善をという声が今たくさんあるという状況だと思う。逆の発想をすれば、例えば、今一時間ということである

と、通常利用していてもその時間を超えて240円支払わなければいけない。割引時間を延長するような形で、現金を投入していただかなくてもいいようなふうにもできるかと思う。もちろんハードの検討もふだん行っているということだが、そういった検討などはされていないのか。

伊藤永山公民館長 今現在、その検討というのはしていないところではあるが、平成25年に2時間無料を、利用料金と指定管理料の収支の関係で、バランスを考えて1時間にしたという経緯もあるので、今後利用者の利用率とかも踏まえながら、改めて利便性等に関しては検討していきたいと考えている。

大くま委員 やはり利便性の向上ということと同時に、施設の役割として、市民の方にきちんと保障していくという観点を入れて、両面で検討していただきたいということは申し上げておきたいと思う。

あらたに委員 まず、そもそも、先ほど利用目的についてお話があったが、この施設を設置した当初は、公民館と図書館と消費者センターだったか、今はしごと・くらしサポートステーションだったりマイナンバーカードセンターであったり、教育部門と関係ない部分が結構な使用頻度となってきているわけなのだが、実際にいろいろデータも見させてもらって、昨年からは満車になった事例についてコメントがあったが、審査の途中で、マイナンバーカードの申請のために来ている人によって満車になっていると。実際に、市民の利用者はだんだん、いわゆる社会教育施設として来ている人たちよりも、そうではない目的で利用している人もふえているという実情がある中で、申しわけないんだが、なぜ教育部がいつまでもこの駐車場の管理をするのかという疑問がずっと残っている。

今回、教育部の中で先に新都市センター開発株式会社が指定管理者としてふさわしいということで、公募をかけないということでこの話がスタートしているが、その時点で教育部としてこの駐車場そのものについて、課題とかそういう認識はあったのか、なかったのか。

小野澤教育部長 今ご質問いただいた駐車場そのものについての認識であるが、どうしてもその辺りについては、確かに全庁的な話として出ているというところについては、ある程度の認識はしていたところではあるが、施設の特性上、私どもとしては、この施設の利用者のためのところがかかなり中心に考

えていたところであったので、今回の件については、特命としてきたところである。

過去からの指定管理の指定の経過を見ても、当初は公募ということでスタートをしてきて、その後、選定委員会の中で公募というよりは特命のほうが適しているのではないかと、そういうご意見もあった中で公募としてきたという経過があったところもある。

ただ、ご指摘をいただいているとおり、駐車場のあり方そのものについては、もう少し全庁的な視野を持って検討していかなければならなかった部分もあるかは認識をしているので、その辺りは、今後も、全庁の動きを踏まえて取り組んでいきたいと思っている。

あらたに委員 この選定委員会の資料の中にもあったが、この本契約の内容が利用料金制という契約になっているが、利用料金制というものについてご説明いただけるか。

大島行政管理課長 こちらのベルブ永山の駐車場については、利用料金制を取っていないということである。利用料金制というのは、その駐車場利用料の収入が指定管理者に直接収納されて、その利用料金を運営に生かしていくというところで、収支含めて指定管理者に管理していただくところが肝になっている。

施設によっては、その利用料金で賄えない部分というのものもある中では、そこにプラスして市が指定管理料をお支払いするとか、そういう感じもあるところだが、本施設については、庁内で検討した中では利用料金制はなかなか難しいのではないかとということ、指定管理料で賄う施設になって、利用料金については市に収納されているという形になっている。

あらたに委員 今のお話聞いてわかったが、指定管理者にとってみれば、利用者がふえようがふえまいが入ってくる収入については関係ないということが1つ言えるのかということが確認できた。これは後で聞きたいと思っているが、あとベルブ永山の駐車場に隣接しているところでバイク、自転車の駐輪場があるわけだが、ここはもう既に電子マネーが利用できるようになっている。利用時間も、正直言って、今回の案件の駐車場よりも長い時間利用できるようになっているが、なぜこのような違いが出ているのか、ご説明できるか。

大島行政管理課長 ベルブ永山については、先ほども教育部長、公民館長からもお話があ

ったとおり、公共施設、永山公民館、図書館、消費生活センター、こういった施設のための利用として、行っている市民の方に使っていただく施設として整備してきたところになる。

一方、駐輪場のほうは、通勤の方のご利用だとかも含めてのところで、また別な指定管理者に指定をしてというところになっているが、指定管理者の工夫の中で、通勤で利用される方の利便性を高めるためにというところで、今おっしゃっていただいたように、電子マネーが利用できるだとか、あとは利用時間も、電車が動く時間の前後が、始発前から終電後まで利用できるような形態を取るべきだろうということで、そういう形態になっているところである。

あらたに委員 目的が違うんだということなのかもしれないが、管理運営を頼むという意味では、同じ市が、同じ仕組みを使って、指定管理としてやっていくという中で、片や、事業者が料金上のシステムを設置してくれている。なぜ、その駐車場は市が精算機を持ち続けなければいけないのか、ご説明いただけるか。

伊藤永山公民館長 先ほども説明させていただいたが、令和9年にベルブ永山を開館した当初から、駐車場含む永山複合施設については、市の所有とさせていただいた。その中で、当時としては、全てハード面、精算機を含めたハード面は市が所有しているもの、そして、運営に関してを別の団体をお願いしているところがあった。これまで開館して25年ぐらいになるが、確かに、その精算機の所有についての議論というのはなかなかしてこなかったところがある。ただ、今だと、例えばリースとか、いろいろな契約形態がある中で、公民館としても今後検討していかなければいけない課題認識として捉えている。

あらたに委員 あともう一つ不思議なのが、指定管理の契約期間とか設備投資をしているような場合は、長いこと契約期間をしないとそれがペイできないというのはわかるが、なぜ設備投資も何もないのに契約期間が5年間なのかということをご説明いただけるか。

大島行政管理課長 指定管理者の市のガイドライン上、基本的には5年ということで、ただ当初、3から5年というのが基本になっている中で、3年で更新という

と、かなりせわしないというか、選定委員会などを開かなければいけない中でなかなか難しいところもある。この永山複合施設の駐車場については、最初に指定管理者を導入した当時については、まず3年で公募をしてというところでスタートした。設備投資をしていないから、しているからというところではなく、安定的な経営をしていくという意味では一定の期間が必要ということで、一般的には10年が指定管理だとか、例えば多摩中央公園などはそれ以上の長い期間で指定管理をお願いすることになるが、同じ事業者がやることによって安定性を保つというところにもなるかというところがある。

この施設については、今回、特命ということでさせていただきたいところであるが、これまでも5年の期間で、我々としては適切に管理をしていただいたのかということもあるし、そういった観点からも、5年間の特命の期間で設定させていただければと思う。

あらたに委員 5年たつといろいろなものが進化するわけで、価格についてもそうなのだが、変動する。そういう意味では、意外と大盤振る舞いではないが、5年間というのを簡単に決めているというのは、私はそう感じている。

先ほど精算機そのものについての利用勝手ということについては、キャッシュレスだ何だのについてもできるようにしたほうがいいということで、そういう思いがあるということはわかったが、今現時点のこの精算機のお金の回収というのはどなたがされているのか。

伊藤永山公民館長 集金に関しては、指定管理をお願いしているので、指定管理先の新都市センター開発株式会社のほうがさせていただいて、その収入を市に入れるという形になっている。

あらたに委員 それでは、その指定管理者があつ機械から現金を引き上げて、一旦管理室の金庫なり何なりに入れて、一旦指定管理者がまとめて自分の通帳なり何なりに入れて、まとめた金額を市に支払っているということか。

伊藤永山公民館長 その当日の収入については、翌日に新都市センター開発株式会社のほうが入金をしている。

あらたに委員 入金というのは、直接公民館に持ってくるということか。

伊藤永山公民館長 市で入金金額をシステムで確認したら納付書を切らせていただいて、

それと一緒に、新都市センター開発株式会社が、銀行に入金をしている。

あらたに委員 正直言って、随分アナログなことをしているというのが事実で、実際には公民館だって現金を扱っているわけである、貸し館のお金を。わざわざ指定管理者にお金を集めてもらって、それを毎日振り込んでもらう。何でそんなことをしているのかと。使用料で現金を扱っているんだったら、それと一緒に扱えばいいのにと私は思うが、そこら辺が、仕事の中身的に物すごい手間がかかっているというような認識はあるか。

伊藤永山公民館長 確かにご意見いただいたとおり、現金しか精算機が扱えないことから、時代に即していない部分が多いかと思うが、その辺に関しても、今後、市民への利便性だけでなく、指定管理業務運用そのものももっと円滑に進むように認識している。

あらたに委員 そういったことも、ほとんどこの指定管理料、実は人件費で考察している。とてもむだなことをして、無駄なお金を払っているという認識が私はする、今のお話聞いていて。こういったことを細かく、これから多分、次の5年間の契約料の話、いろいろあるんだと思うが、そういうむだを省くという意味でシステムを変えていくとか、こういったことを考察されているか。指定管理者にお願いしている、まさにこの現金のやり取り、むだだと思っている。私は、このやり方は。

伊藤永山公民館長 ご指摘あったとおり、今年度の指定管理の更新の選定の際には、この収支に関しては、実際のところ検討していなかった事実がある。ただ、意見も踏まえて、今後人件費も高騰が続く中で、しっかりとした検討を重ねていきたいと考えている。

あらたに委員 実際に、選定委員にも、指定管理料の査定をどうするんだという質問を受けていて、選定委員は、前年の収支の結果を見て相談しているとお答えになっている。私は、これは実際は、5年間契約しているんだから、5年間の収支を見てもらわないといけないと思っているが、今回まだ少し残っているが、5年間の契約の収支、どう受け止めているのか、幾らぐらいになるのか、お聞かせいただけるか。

伊藤永山公民館長 この5年間については、令和元年からだと思うが、特に令和元年度の、令和2年の1月頃から社会的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症

の影響によって、令和元年度は3月を閉鎖、その後、国の緊急事態の宣言により、令和2年度に関しては2か月を閉鎖し、さらには午後5時の閉館とか8時閉館を行うなど、施設利用の制限をしたところである。また、令和3年度においても、4月から10月の7か月において時間短縮を行うことをしたし、また、ほとんどの市事業の中止があったことから、令和元年度、2年度、3年度に関しては、指定管理料が駐車場の使用料金を上回るという結果ではあった。ただ、昨年度、令和4年度に関しては、コロナも落ち着いて通常開館になったことから使用料金の収支がふえて、指定管理料よりも収入がふえたという結果である。

このことから、新型コロナウイルスによる利用者の減少というのは、駐車場の設置目的からも致し方ないところはあるかと思うが、この10年を見ると、駐車場利用者が減少している傾向もあることから、今後の運用に関しては、利用者が少ないこと、別の有効活用なども含めて検討が必要だと考えている。

あらたに委員 今、令和元年、2年、3年はコロナの影響でマイナスだった、令和4年はプラスだったと。私ども決算書をいただいているので、これを見れば、収支金額数がわかるが、私、この4年間の分を計算したが、令和元年がマイナス89万2,000円、令和2年はマイナス359万円、令和3年マイナス30万1,000円、令和4年プラス6万1,000円。4年間で合計472万3,000円の赤字である。

こういうことを踏まえた上で、契約内容を議論せずに指定管理でいくと。実際に、こういう社会情勢の問題であったにしても、もろに税として被ったわけである。こういったものに対するリスクヘッジの話とか、こういった議論もせずに指定管理者を選定してきたという、私はここにすごく問題があると思っている。この辺はどうお考えになっているか。

今回、審査の方たちにも、この数字を出してない。前年の数字しか見せていない。多分この数字を見たら、審査の方もえっと思ったと思う。

伊藤永山公民館長 確かに、選定委員会においては、私たちの収支というよりも、指定管理料と指定管理料の中での指定管理者が行っていただいた収支に関してはお示ししているところである。なので、実際にこの使用料と指定管理料のバラ

ンスに関しては、実際議論をしてない事実がある。市としても、コロナということで、公共施設である駐車場が目的なので、利用料が少なくなるということは仕方ないと思った部分も確かにあるが、やはり今後の利用拡大に向けては課題だと意見をいただいて認識したので、今後しっかりと検討していければと考えている。

大島行政管理課長 今ご指摘いただいたように、収支はすごく大事、指定管理料というのは、おっしゃっていただいたように市民の税金である。何でもコロナのせいにしていけないのかとは思っているが、一方、赤字が出たけれども、適切に運営ができたというところは、これが利用料金制じゃなかった部分があるのかと。仮に利用料金制でやった場合に、コロナで市側の都合といったらあれだが、市側の条件として閉館時間が早まって利用者が減ってしまった場合には、そこを利用料金で賄えなかった分を市が赤字補填してあげるみたいなのが必要になるので、指定管理者の運営がまずいから赤字になったというところであれば、やはり努力をというところであるが、やはり一定の市側の条件もあったので、この辺りについては、収支は当然大事だと、第一に考えなければ、市民の利便性と併せて考えていかなければいけないが、今回は、赤字もやむを得ないのかというところを新規では考えて、その上で、指定管理者、今回特命5年間を、庁内の経営会議で決めさせていただいたところである。

あらたに委員 ということは、赤字だということはわかった上で、次の今度の契約、また同じように、5年間、定額の指定管理料を支払う。何かあって駐車場を閉めるようなことがあっても、それは税がかぶると、そういう結論に達したということか。

小野澤教育部長 これまでの5年間の中で、コロナの影響についての考え方は、先ほど大島課長のほうからご説明をさせていただいたところであるが、今後こうした状況が起きるかどうかについては、もし同じような状況が起きたときには、また改めて、どのような対応をしていくかは、全庁で考えていかなければならないところかと思う。社会教育施設が中心になっている施設でもあるので、かなりコロナのときの影響は大きかったと捉えている。

その次の、今後どういう状況が発生するかによっては、それぞれ、その状

況を踏まえた上で判断をしていく形になるかとは思っている。ただ、やはり収支を度外視していいという話ではないと思っているので、その辺りは、今、新都市センター開発株式会社のほうとも、先日の、今回の議会の状況を踏まえて意見交換をさせていただいた中で、何かしら改善するところがないのかというようなどころについても併せて検討させていただいているので、その辺りは、今後については、また改めて検討しながらと考えている。

あらたに委員 わかった。次の議会には予算として具体的に出てくるとは思うが、この次の5年間、現状でいった場合、人件費なんかもどんどん上がっているが、指定管理料は現状のままで済むのか。いやいや、やはり5年間上げなければいけないと考えているのか。その場合の収支をどう見込んでいるのか、お聞かせいただけるか。

伊藤永山公民館長 今後の5年間については、昨今の人件費の高騰もあるので、上がる見込みである。また、契約に関しては、毎年度年度協定を結んでいるので、その都度協議をして決定していきたいと考えている。人件費高騰に伴って収支のバランスは考えられると思うが、コロナが収まって、公民館では利用者もふえているところであるので、引き続きいろいろな事業を展開して、多くの方に来ていただけるように努めていきたいと考えている。

あらたに委員 駐車場の利用料収入というのか、こういうことを教育部の皆さんが考えて手だてを打つというのには無理があると思っている。そもそものこの契約内容は、この収入の部分についての責は教育部が取ることになっているわけではないか。今、魅力ある事業とかそういったもので利用客をふやしていこうと、多分、皆さんのスタンスだとそこしかできない。専門的な駐車場の利用をしているような業者とか、そういったところでアドバイスを受ければ、もっと別な形で収入が取れるようなことも考えられると思う。実際に教育部がこういう駐車場を持って契約事項までやっている案件は何件あるか。教育部の担当の駐車場。

大島行政管理課長 教育部でこういう形で指定管理者とかその他の形式で駐車場を民間事業者をお願いしているものは、ここだけである。

あらたに委員 そもそも、そこに私は無理があると思っている。この駐車場の契約内容であったりとか、運営手法であったりとか、そういったものは、ある意味、

庁内で、そういう専門的な知識をきちんと持った人たちをスタッフでそろえて、庁内全体として、市内の駐車場の運営として、こうやっていこうというような、そういうものがきちんとないと、本当に申しわけないが、今回、今日に至るまでのプロセスが全然なっていない。赤字だったのに、そのまま、コロナだからしょうがない。次、人件費どんどん上がるが、また赤字になってしまうかもしれないが、何にも今考えてないと。魅力ある事業をやって赤字にならないように頑張る程度の話で、非常に駐車場を運営経営していくという視点は乏しいと思っている。そもそもここしかないんだから片手間でやらざるを得ないし、専門的なことについて知らないのもしょうがないと思っているので、教育部長だとか館長が悪いとは思っていない。これは、もっと上の管理職の人たちが真剣に考え直していただきたいと。駐車場の運営というものに対しての窓口は、各所管でおのおのやるんじゃないかと、きちんとそういった体制を整えてもらいたいということは1つ要望しておくが、実際に駐車場のシステムは、今、ちょこちょこ皆さんニュースで知っていると思うが、物すごい日進月歩で進んでいく。今、例えばE T Cカードを積んでいる車が、ケンタッキーでそのままお買物ができるとか、これもドライブスルーで、そういう実証実験が終わったので、ドライブスルーで活用していくとかなってくると、これから駐車場の料金所なんか何もなくなる時代が近々やってくる。車に搭載されているシステムで精算できてしまえば。

そういう意味で、今の契約内容とか含めて、今のやり方はもういいかげん考え直さなければいけないというのはつくづく感じている。今回、本当にそういう議論もないまま、今までと同じような形のステップを踏んで、指定管理者、新都市センター開発株式会社を決めた、いかがだろうかと言われても、ちょっとなというのが正直なところである。

本当に教育部だけでは対応できないということかと思うが、少しこの赤字だとかそういったことが見え隠れしている中で、安易な契約に進んでいるというのは実感として思っている。

岩崎委員

今、あらたに委員が言った、内部の赤字のことをお聞きして、そこは考えていってほしいと思うが、今の現状で考えると、先ほど館長がリースという

ことも考えているというお話だったが、その辺のところは、リースでキャッシュレスの袖につけるような部品というのがあるのか。

伊藤永山公民館長 先ほども申し上げたが、今導入している機器が平成25年に入れて10年たっているというところがある。25年度当初だが、まだそれほどキャッシュレスが普及されていなかったところもあるので、今の現状使っている機械にリース等で追加するというのはなかなか難しいということでメーカーのほうには伺っている。その中で、どこまで対応できるかというのを今調整しているところである。

岩崎委員 そうすると、本体をリースということもできるのか。できるというか、考えていらっしゃるのだろうか。

伊藤永山公民館長 10年たっているので、かなり今技術が発展しているので、全てを入れ替えてリースということももちろん検討しているが、その際には、ベルブ永山にある中央監視室とも連動しているところから、大がかりな工事が必要となってくる。予算も限られている中で、できる範囲でしっかりとしていきたいと考えている。

岩崎委員 そうなると、現状このままだとあの機種を使うのかと思うが、これから若い方とか、お金をあまり持たれないでという方がもし入ってしまう前に気付けないと、結果的に入ってから、あつということにならないような看板みたいなのを設置するとか、あるいは、もしそういうことが起こったときに、ピッと押したりしてどなたかが降りてきてくださるんだとかそういう対応策の、アナログかもわからないが、何かしら利用者がわかりやすいような設置的なものは考えていらっしゃるのだろうか。

伊藤永山公民館長 先日一般質問にもあったが、質問者のおおりの、外側ではなくて入ってしまった中側だが、現金しか対応できないということは、柱とかエレベーターホールに複数掲載して注意喚起をしているところである。また、現在は新都市センター開発株式会社、有人の管理をしているので、その際現金がない場合には精算ができなくなってしまうので困るが、対応というのは、すぐに駆けつける対応ができていますので、新都市センター開発株式会社のほうで対応していただいている状況ではある。

岩崎委員 困ったときに対応とおっしゃられるが、入る前に何かしらの手だてが今

後あったほうがいいのかと思うのと、ここに入ってしまったから対応するとなると時間もかかったりするのかと思うと、利便性はともかくとして、丁寧さというか、そういうのはしていただけたらいいと思うが、その辺のところは今後どうだろうか。

伊藤永山公民館長 先ほど間違えていた。今、発券機のところにも入る前にも貼ってはいるが、発券機はもう既に入っている状態ではあるので、どこに貼るのかというのも、今後もし外であれば検討していきたいと考えている。

岩崎委員 最後に、今日、私たち議会としてどうするかということを決めるわけだが、どういう状況になった場合、違約金的なものというのは発生するのかというのをお聞きしたい。もし、私たちの判断によって、私たちの議会のほうが、認める、認めないによって、相手方に対しての、市として違約金などが発生することはあるのか。

大島行政管理課長 指定管理者の指定については、議決をいただいてということになるので、相手方には、議決をいただかないとということと、また予算はつかないということではお話をさせていただいているので、違約金はまだ発生するところではない。

岩崎委員 こういうことがあるかわからないが、もしなった場合、市としては、どういう方向でこの駐車場の運営をしていこうというお考えもあるのか。

大島行政管理課長 もしこの指定をお認めいただけないということになると、基本的には多摩市営永山複合施設駐車場条例の中では、ここの管理の業務は指定管理者に行わせるものとする書かれている。というところでは、基本的にはもうここは指定管理者が前提の施設であるので、その条文の中の例外規定のようところがあって、万が一この指定管理者に指定ができないところになると、委員会がこれを管理するというところになっていくので、教育委員会直営となっていく。ただ、直営と申しても、職員がそこで駐車場対応はなかなか難しいというところもあるので、一時的にはどこかに委託をしてとか、そういうことになってこようかというところがあるので、お認めいただけない場合を想定していなかったものだが、そういう検討をしなければいけない。

中島委員 今までお話聞かせていただいて、今後5年間、新都市センター開発に管

理をお願いするとして、結局のところ、精算機をいつ取り替えるのか、どのような機能を備えた機種を導入予定で、どれくらいの予算を見込んでいるのか、ざっくりとでもいいので、おわかりだったら、最後確認させてほしい。

伊藤永山公民館長 精算機の改善に関しては、今調整中ということで申し上げているが、時期に関しては、予算が伴うことなので、具体的にはここで申し上げることはできないが、現在、例えば交通系 I C だけの対応だと、可能であればすぐにも検討を進めたいと考えている。ただ、一式、精算機とか事前精算機、リースだったとしても入れ替えるということになると、一般質問でも申し上げたとおり、700万から1,000万、工事費を含めるとさらにかかるということで、メーカーのほうからはいただいております。

小野澤教育部長 この精算機の取り扱いというか、お話については、基本的には大規模改修のときに全体で一緒に考えたほうが効率的かとは思っているが、このところで様々ご意見をいただいている中であるので、その前に、何かしら大きな形ではなく、できるものがあるのかどうなのかというところは検討しているところである。ただ、今、館長がお話をさせていただいたとおり、予算が伴うものでもあるので、そこは庁内での協議を経てという形になるかどうかと思う。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

あらたに委員 第88号議案 多摩市営永山複合施設駐車場の指定管理者の指定について、条件付で、本議案について、一応可決するという事で意見を述べさせていただきます。

まずは、今回大変お忙しい中で本事業の指定管理者候補者選定委員会を務めていただいた福岡委員長をはじめ委員各位には、厚く御礼申し上げます。また、平成9年よりベルブ永山のオープン当初より安全に施設の運営を支え、また、地域の活性化に寄与して下さっている新都市センター開発株式会社様にも、心より感謝申し上げます。

さて、本来、本議案は、市が所有する駐車場を、選定委員会が、市が定め

る管理基準に満たした運営ができていないと判断された新都市センター開発株式会社様との5年間の契約継続を認めるかどうか、こういう議案である。私たち公明党は、候補者選定委員会の判断や、管理者としての新都市センター開発株式会社様には、何ら問題はないと思っている。しかし、そこに至るまで、市が所有精算機の不便さの認識、駅前の一等地での駐車場にもかかわらず赤字で運営していること、そもそも運営手法や契約内容に問題があること、多くの課題認識が全く感じられず、何の対策もされることなく、前回と同じステップで進めてきたことに憤りを感じている。できることなら、一からやり直せと言いたいのが本音である。しかしながら、今日に至るまで、多くの関係者に関わっていただき進めてきている。特に忙しい中でご尽力いただいた指定管理者候補者選定委員のご努力など、無にしたくない。また、副市長や教育長をはじめ、多くの職員も、今では、本駐車場の運営に関わる課題認識を改めていただき、真摯に対策を検討されているお姿も拝見できる。

会派の中でもいろいろな意見が出され、議論を続けてきた。今この場でストップをかけ、痛みを感じながら、一からやり直してもらおうほうが、改善に真剣に取り組んでもらえるのではないかと。慌ただしく行うよりも、契約期間を短くして、その間で対策を考えてはどうか。また、今できることは可及的速やかに対応いただき、駐車場の運営については、市の組織体制も含めてしっかりと見直してもらったほうがよいのではないかと、様々な意見があった。会派全員で、委員会が始まる直前まで悩んだ。共通しているのは、市民の立場、市民のサービスの視点で考え、どうしても私たち会派は、本駐車場について、このままでいいとは誰一人思っていない。本来なら否決することが正しいのかもしれない。苦渋の選択だが、以下の3点を条件として賛同することとする。

1つ、小銭と1,000円札しか使えない不便な料金精算機の解消、1つ、赤字運営の脱却に向けて策を講じること、1つ、5年後の契約更新時までには精算システムを含め本駐車場の抜本的な運営手法の改善を図ること。

なお、以上3点についてご同意いただけない場合は、指定管理料の予算を否決するという事を考えていることを申しつけ、公明党を代表しての討

論とする。

本間委員長 暫時休憩する。

午前11時00分 休憩

---

午前11時01分 再開

あらたに委員 討論の中で条件をつけるということができないということなので、撤回  
させていただきます、今の3点、要望とさせていただきます。

本間委員長 ほかに意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。

よって、これより、第88号議案 多摩市営永山複合施設駐車場の指定管理者の指定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

本間委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第104号議案 多摩市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小野澤教育部長 本案であるが、永山公民館と関戸公民館の組織力の向上と事業の効率化、円滑化を図るため、令和6年4月1日付で両公民館の組織を統合し、組織名称を多摩市公民館と改めるため、多摩市公民館条例の一部を改正するという内容である。

詳細については、公民館長より説明をさせていただきます。

伊藤永山公民館長 多摩市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

資料は、案件2をご覧ください。

まず、組織改正の目的であるが、これまで別組織として運営してきた永山公民館と関戸公民館の組織力の向上と、事業の効率化・円滑化を図るため、組織を統合する。

組織改正の時期は、来年、令和6年4月1日を予定している。

組織改正の内容だが、現在別組織となっている永山公民館と関戸公民館の組織を統合するとともに、組織名を公民館とする。

なお、両館の名称や機能の変更は行わない。

次に、両館に1名ずつ配置されている館長を1名に統合する。組織統合に伴い、両館の館長を「多摩市公民館長」と改め1名の配置とし、多摩市公民館長が永山公民館と関戸公民館を統括する。

両館の事業担当を再編する。4の組織図をご覧いただければと思うが、現在、永山公民館、関戸公民館、両公民館にそれぞれ運営事業担当2がある。こちらは、それぞれの公民館に、2つの係の計4係があるが、組織改正をした後は、公民館1つとして、運営・事業担当3としたいと思う。内訳としては、それぞれの公民館、永山公民館の管理の係が1つ、関戸公民館の管理をする係が1つ、そして今、事業担当をそれぞれの館に置いているが、こちらを統合して、事業担当を1つにまとめ、組織力の向上を図っていきたいと考えている。

次のページに移って、主な、条例の改正点だが、組織が1つになり、今後、市民にも公民館長として通知を出すことから、組織力の向上を図っていくことからも、第2条の区分に公民館を追記して市民にもわかりやすくした。

本間委員長

これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

大くま委員

公民館の再編ということで、組織力を向上させるということなのだが、ちょっと気になるのは、2人いた館長を1人にしてというところ、組織全体としての人の配置や、これによって、要は今豊かに市民も含めて活動されている公民館の方が収縮してしまうことあってはならないと思うが、そういったことについて、どのように考えているのか。

伊藤永山公民館長 公民館長の、実質今1人だが、1減の部分と、係長1減の部分に関しては、減をするのではなくて、担当として、人員を減少しないで人員配置をするように、今、人事部署と調整をしているところである。

大くま委員　これを機に縮小することがあってはならないという部分については、もちろんそういうことで認識してよろしいのか、それだけ確認しておきたいと思う。

伊藤永山公民館長　1つにすることで人員は減らないし、さらにまとまることで事業展開を拡充していろいろな事業を展開していきたいと考えている。

岩崎委員　エリア的に永山と関戸は別の場所という感じがあるが、1つの組織になるからといって、公演とか、そういう事業は、両方で同じものをやるということはなかなか難しいと思うので、その振り分け方というのは一体的に決めていくということになって、今までよりも、より公平性というか、そういう状況になるのかをお聞きする。

伊藤永山公民館長　組織を統合しても、地域の特性というのは大事にしたいと考えている。講座がメインで市民が集まる館もあれば、市民活動が活発な館もあるので、その辺の特性は生かしたいと考えている。ただ、市全体で求められている講座とかイベントに関しては、1つは対面で、1つのほうは同じ講座をオンラインで見られるようにしたりなど、いろいろな工夫をして、地域特性を生かしながらも全体で行うところは行っていきたいと考えている。

岩崎委員　様々な工夫をされていかれるとありがたいと思うが、いわゆる予算的にはどちらのほうがとまらないような感じで考えているのか。

伊藤永山公民館長　それぞれの館に付随する管理の運営費等に関しては、それぞれの館として計算させていただくが、組織としては1つになるので、今後1つの組織として、事業展開とか予算編成もさせていただくので、どちらかに偏るということはない。

岩崎委員　よろしくお願ひしたい。それと、オンラインというお話があったが、これからはWi-Fi環境をより充実させていただけるという考え方はあるのかをお聞きする。公民館として。

伊藤永山公民館長　Wi-Fi設置に関しても予算が伴うところではあるが、今、両館で、いろいろな利用者がふえている中で、利用者もWi-Fiを通じて講座を開いたりということもあるので、今後、利便性が図られるように、今Wi-Fi設置に関しても、予算計上すべく財政部署と調整しているところである。

あらたに委員 今現在、公民館の業務の中で、館長決裁で行っている業務はどのくらいあるのかということで、特に書類とか契約書とか、判をつく最終的な責任者として、そういう決まり事があると思うが、そこら辺は、今まで2人別々で分けていたものが1人になるということで、とかく漏れてしまったりとか、そういうようなことも可能性としてあるのではないかという心配もしているが、そこら辺の館長としての仕事、例えばトラブルに対する対応とか、決裁、お金がかかること、即時やらなければいけないときの決裁とか、そういったものが代行できるような仕組みがあるのかどうかちょっと聞かせていただきたい。

伊藤永山公民館長 私が今年度配属されて既に1人だったものだから、あまりどちらの館というのがわからない状況ではあるが、不在のときとかに関しては、代理決裁という制度もあるので、緊急時には係長のほうに対応していただいている状況である。

ただ、内部の庁内の調査とかそういうことに関しては、それぞれの館長として2つの決裁を行っているところを、来年は1つに削減ができるのかとは思っている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 意見・討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより、第104号議案 多摩市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

本間委員長 挙手全員である。

よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第3、意見交換会についてを議題とする。



古谷くらしと文化部長 くらしと文化部では、本日は案件が3件ある。

まず、1つ目の協議案件として、協議会資料1のほうで、文化・生涯学習推進課より、来年の1月から策定に着手をする多摩市文化芸術振興計画策定について、垣内文化・生涯学習推進課長よりご説明をさせていただきたい。よろしく願います。

垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、説明させていただく。協議会資料の多摩市文化芸術振興計画の策定について、開いてほしい。

ページをおめくりいただいて、2ページ目にこれまでの経緯と計画策定の目的を記させていただいている。これまでの経緯として、まず令和4年4月に、多摩市における文化芸術の振興に関し、基本的な事項を定めた多摩市みんなの文化芸術条例を施行している。条例施行後、条例に規定された計画を策定するに当たって、せんだって、多摩市文化系列ビジョンの検討をしてきた。9月の協議会で、市民が中心になって検討した多摩市文化芸術ビジョンを報告させていただいたところである。

この多摩市文化芸術ビジョンを実現する施策を計画的に推進していくというところで、条例に基づいて計画策定をこれから進めているところである。

スケジュール感としては、年明けより策定作業のほうを開始して、およそ1年間検討の後、計画を策定して、令和7年4月から計画スタート、また、計画スタートした後は、やはり条例に規定されている計画の進行管理を行うための文化芸術推進委員会も令和7年に設置していく流れとなっている。

それでは、ページおめくりいただいて、2ページ目である。今後計画を策定するに当たっての留意事項といったところである。幾つかある。

まず1ポツ目である。条例で定めた内容、特に子どもたちのための取り組みといったところ、また9月にご報告させていただいた市民が中心になって検討した文化芸術ビジョン(案)を踏まえて進めていく。また、計画策定に当たっては、市民の文化芸術に関する意識等について、アンケート調査を実施し、現状を把握していく。

検討体制としては3ポツ目であるが、庁内課長級のみで構成する策定委員会のほか、学識経験者等の外部委員会で構成する有識者会議を設置して、

庁内外、広範囲の関係者とともに検討していく。後ほど、メンバーのほうはご説明させていただく。

また、市民、それから市民文化団体の意見を踏まえて、また、意見収集に当たっては、なかなか収集しづらい若者、特に所管としては高校生の意見を収集していきたいと考えているが、また、子育て世代からも収集できるよう配慮していきたいと考えている。

また、令和7年度以降、条例に基づき設置する推進委員会で、計画の進行管理を行うことを前提とするので、施策の進捗度合いを確認できるような目標値も定めていきたいと考えている。

ページをおめくりして、策定体制の概要として市民参画、検討委員会、決定、協議・報告、事務局といったカテゴリで整理させていただいているが、市民参画としては、先ほどご説明した高校等への訪問調査、アンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメントを考えている。

委員会としては、庁内課長級の策定委員会と有識者会議。

決定については、行政計画になるので、経営会議で協議、決定した後、市長決裁をしていく。

協議・報告としては、関係機関として、こちら子ども教育常任委員会のほうにご説明、経過報告をさせていただく。また、本計画は教育委員会、教育部局とも連動して進めていくので、教育委員会のほうにも報告を随時していくところである。

事務局は文化・生涯学習推進課、また、外部コンサルを入れながら進めていく。

ページをおめくりいただいて、庁内課長級の策定委員会のメンバーである。観光、コミュニティ、児童青少年課、障害福祉、健幸まちづくり、そして教育部からは文化財、公民館、図書館、統括指導主事と広範囲にわたるメンバーで、文化芸術振興を様々な視点で検討していきたいと考えている。

おめくりいただいて、外部有識者のメンバー案である。上のお二人は学識経験者であって、一番上に書いてある日本文化政策学会顧問の伊藤先生については、この文化条例のつくるところから、実は携わっていただいている先生であって、条例、ビジョンと関わってきているので、このまま計画づく

りも関わっていただくといったところである。

教育委員、岩佐委員も条例づくりから携わっていただいている方である。また、今後施策を盛り込んでいくというところで担い手である多摩市文化振興財団の理事長、また、多摩市文化団体連合の理事長、また、多摩子ども劇場の理事長の方々も関わっている。また、民間企業のところで、市内の文化芸術を支えていただいている事業者さんもいるので、京王電鉄さんであったり、新都市センター開発のほうからも出ていただくといった形である。また、資料、こちら掲載が間に合わなかったが、市内でご活躍されているスタジオメガネの横溝さんであったり、この前の多摩センターで行われたTAMATAMA FESTIVALのプロデューサーの方も、この8人に加えてご参画いただくといったところが決まっているところである。

おめくりいただいて、7ページ、計画の位置づけである。理念としては、みんなの文化芸術条例があつて、文化芸術振興計画は、先般市民の方に検討いただいた文化芸術ビジョン案の状態であるので、そちらを盛り込んだ形で成果目標・具体的施策をセットにして、文化芸術振興計画という形で決定していきたいと考えている。なお、文化芸術の範囲は、何か一つのジャンルに絞るということではなく、文化芸術基本法で示された広範囲の内容を基本とする。

おめくりいただいて、計画で示す主な内容であるが、内容としてはビジョン、今、案としては、「多様な文化芸術に、日常的に親しむ暮らしが街全体に広がっている」というところが大上段で掲げているので、こちらをベースにその実現に向けた施策、そして担い手の役割、進行管理のプロセスなどを盛り込んでいくところである。

おめくりいただいて、計画期間は10年、改定5年ごとということで、先般決定した第六次多摩市総合計画の見直しと連動しながら改定を進めていく。

最後、スケジュールであるが、この議会に関連しては、現在、子ども教育常任委員会にご報告をさせていただいている。最終的に策定が終わったら報告するが、中間報告のプロットが漏れているが、策定状況によるが、9月あるいは12月の段階で計画素案のほうは常任委員会のほうに入れさせていただくので、よろしく願います。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 非常に重要なことだと思うが、1点確認をしたくて、資料の5ページに策定委員会のメンバー案、主な関係領域とある。これも各課長なのだが、これは並列な扱いなのかということと、この記述の順番に特に意味があるのかどうかお聞きしておきたい。

垣内文化・生涯学習推進課長 記述の順番は組織順になっている。委員長は、私、文化・生涯学習推進課長の垣内が務めさせていただいて、副委員長は互選で決めたいと思っているので、今のところ決まっているのは委員長のみというところである。

大くま委員 安心したというか、ぱっと見て、一番最初に観光担当が来て、文化芸術を生かしたまちの活性化というのが来ているので、文化全体を計画していく中で、そういう立ち位置なのかということを確認をさせていただいて、そういうことではなくて、様々な所管と連携しながら文化芸術を軸に地域を巻き込んでいって、計画を進めていくのだということだと聞こえたので、それだけ確認をさせていただいた。

岩崎委員 この最後の計画期間10年、改定5年ごとというところで、第六次多摩市総合計画の下に、この文化芸術ビジョンというのが書いてあるこの薄紫色の部分の線だが、この総合計画の目標を踏まえた計画見直しと書いてあるが、これは常に1回できた後、改定は5年ごととなっているが、ずっと見直し続けるということなのか、この線がよくわからなかった。

垣内文化・生涯学習推進課長 文化芸術ビジョンの矢印のところの部分か。こちらは見直しをし続けるというよりは、これはむしろ生き続けるというものであって、ビジョン自体はしばらくずっと20年ぐらいを想定しているので、そちらに関しては、特に見直しを行わずに継続していくと。

ただ、そこの将来ビジョンに向けての目標値を計画で定めていって、その目標に向かっての施策を展開していくので、その見直しを随時、総合計画の見直しとともに連動して行っていくというようなイメージである。向かうべき将来像、ビジョンに関しては、この2039年までは生き続けるというイメージで記載をしているところである。

岩崎委員 計画期間10年、改定5年ごとというのは5年ごとというのではないの

か。これは一つ、これから計画されて、この計画期間10年というのは10年、そしてまた10年というのか、改定5年ごとというのとは違う形になるのか、意味がよくわからない。

垣内文化・生涯学習推進課長 改定のところは、文化ビジョンの下の文化芸術振興計画の欄を見ていただくと、この部分が計画をまず令和6年度に策定して、第1期の計画としては、まず10年を見越して策定をするという矢印が引いてあって、その後、5年後、上の総合計画の見直しから矢印が引っ張ってきて見直しをして、第2期計画を組み立てていくというところで、文化芸術振興計画としては、ここで成果目標であったり施策の見直しをこの5年後でやっていくと、そういうイメージとなっている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、次に2番、総合体育館照明LED化ESCO事業について、市側の説明を求める。

古谷くらしと文化部長 ただいま案件として挙げていただいた総合体育館照明LED化ESCO事業についてである。こちらについて、来年からこの事業を導入していくということで、これまでの経緯を含めてご説明をさせていただきたい。詳細な説明は、私市スポーツ振興課長より行う。

私市スポーツ振興課長 協議会資料の2番を開いてほしい。

総合体育館照明LED化ESCO事業について、令和6年度から予定しているこのESCO事業の進捗状況について報告をさせていただく。

1つ目の概要だが、多摩市立総合体育館における省エネルギー化を推進し、電力使用量を削減するとともに、二酸化炭素排出量の削減による脱炭素社会の実現に貢献するため、ESCO事業により既設照明器具のうちLED化未実施のものについてLED器具に更新するものである。

令和2年度に、多摩市民間提案制度においてこのLED化に関する民間提案を受けて、取り組むこととした。ESCO事業というのは実施事業者が自治体に対して、LED化に必要な設計、施工、維持管理の包括的なサービスを提供いただいて、その光熱費の削減額で、その契約金額の全ての事業費

を賄うというものである。

事業内容としては、令和6年4月1日から令和19年3月31日までの13年間である。

導入効果の試算だが、予定となっているが、更新前に比べて年間15万キロワット削減ができて、CO<sub>2</sub>で見ると年間51.5トン削減できる。削減率は53.8%の効果が見込めるとなっている。

令和6年1月に工事施工して、令和6年4月からこのESCO事業が開始ということになる。

事業者の選定の経過だが、5月12日に公示、公募を開始して、今年の5月31日に2者から参加申込書の受付をした。2者の事業者が現地確認等を行って、提案書を7月5日に提出いただいたが、1者、提出いただいて、1者が辞退ということになっている。

辞退理由としては、現地確認をして、契約目標額以内に金額を納めることができたが、コスト的なメリットより削減した提案ができないというところで、1者が辞退となっている。その後、審査をして、最適受託候補者が下に書いてあるとおり、東芝エレベータ株式会社西東京支店様を代表事業者とする3者の構成となっている。

工事による施設の部分休館というところで、令和6年1月9日から1月29日まで、土日を除くが、部分休館させていただく。こちらは多摩市の総合体育館のホームページ等で周知をしている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

あらたに委員 この休館日ではない日にちに、夜間とかの工事はするか、利用していない時間帯。

私市スポーツ振興課長 基本的には日中の工事になっている。

大くま委員 お聞きしたいのは、この電気の使用量、更新前、更新後、この更新前のものというのは、いつの時点のものを使われているのかということと、その削減量の見込みとか、事業者さんにすればそれによって賄えるお金等は変わってくるというのがあるので、それは確認しておきたいということと、電気代が変動する中で、何か追加でお金をお支払いしなければいけないということはないのかの確認と、あと総合体育館を今回やるが、ほかの施設にもそ

ういったところが広まっていくのかどうかという見通しについて、伺いたいと思う。

私市スポーツ振興課長 現在使用している総合体育館の第1スポーツホール、高天井の照明なども全てLED化にすると、これだけの削減効果が得られるというところで、平成29年から平成31年の平均の数字になっている、更新前の年間の電気使用量、そちらをLED化することで15万キロワット削減できるということである。

今回の追加で支払いが発生するのかというところなのだが、この削減額というのが保障されていて、追加で何か支払うということはない。

ほかの施設については、今LED化されていない施設だとか、一応この事業を参考に情報提供を庁内で共有して、そういった検討が図られるかと考えている。

岩崎委員 13年間というのは何かあるのか。

私市スポーツ振興課長 13年間というのが、このESCO事業の光熱水費の削減額等必要な設計、施工、維持管理にかかる費用が、うまくその削減額のほうが超えられるというか、より市にメリットがあるような期間というふうになっている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に3番、テニスコート人工芝マイクロプラスチック流出抑制対策の実施状況について、市側の説明を求める。

古谷くらしと文化部長 では、テニスコート人工芝のマイクロプラスチック流出抑制対策ということで、これまで幾たびかこの子ども教育常任委員会のほうでも、状況の報告等をさせていただいているところである。ここで一定の実施状況の成果とか課題とかそういったところが見えてきたところであるので、改めてご報告をさせていただきたい。ご報告、説明のほうは、私市スポーツ振興課長よりさせていただく。願います。

私市スポーツ振興課長 それでは、協議会資料の3番をご覧いただきたい。

テニスコート人工芝マイクロプラスチック流出抑制対策の実施状況につ

いて報告させていただく。2ページ目、多摩市では、このマイクロプラスチック流出抑制をするため人工芝製造企業の協力によって、実証実験を開始している。テニスコート人工芝からの流出抑制対策に、市民・企業と協働・連携しての取り組みの公表事例というのは日本で初めてであって、その状況と今後の対応について報告する。

次の3ページをご覧ください。住友ゴム工業様との実証実験の状況ということで、令和4年度、5年度の成果と課題というところを記載している。一定の捕捉効果を確認できたが、雨量が多いとフィルター全面にマイクロプラスチックが付着して、排水阻害を起こして、フィルターを通過しない越流水、フィルターを乗り越えるという課題が発生している。写真のとおりである、幾つかのフィルターの形状を変えてとかやっているが、これについても越流水が発生する。

右側の排水溝に流入した雨水が集水桝というのを通過するので、集水桝に対してもフィルターを設置する実証実験をしたが、雨量が多いとやはりこちらでも排水阻害を起こして、コートが冠水する。施設管理への影響が大きいということがわかった。複数のタイプを試したが、右下にあるとおり、コートに15センチの冠水が発生するといったことも確認がとれた。

次のページを見てほしい。同じテニスコート用の人工芝であっても製造企業によって違って、製造企業の違い、素材の違いによって、マイクロプラスチックの粒度、性質が違うということがわかった。その発生する粒度によって、どのようなフィルターが適しているのかというのが異なってくると考えている。A社だと0.2ミリ未満の細かいものができたりとか、B社だと0.5ミリ以上といったものが確認ができている。

それ以外に、5ページ目としてテニスボール、表面のフェルトが発生原因になっていると考えられるが、こちらは人工芝用のフィルターで捕捉が可能だと考えている。コートのブラシもナイロンが使われていて、こういったことも発生原因となっていることから、天然芝、天然素材を使用したコートブラシに更新していくということも手法として可能ではないかと考えている。

次のページにいて市民協働の取り組みというところで、スポーツ振興

課職員によって、利用者の皆さんに取り組みを説明をさせていただいて、フィルターの交換のご協力をいただいている。

令和5年5月より貝取北公園庭球場、連光寺公園庭球場の2カ所でマイクロプラスチック捕捉用のフィルターの交換作業にご協力いただいている。一応、こういった協力を市民の皆様にしていただくことで、環境に配慮したスポーツ施設運営を行うとともに、皆様にこのマイクロプラスチック問題に対して、意識醸成を図る機会としていきたいと考えている。

その次のページにあって、10月27日に、知事と区市町村長との意見交換というところで、阿部市長よりテニスコート人工芝のこの対策について、知事へ説明を行った。意見交換については東京都総務局のユーチューブチャンネルで公開をされている。写真は、そのときの様子である。

その次のページ、環境省ホームページ「Plastic Smart」への登録というところで、環境省が運営するホームページに多摩市として登録して、プラスマアクションの最新事例として取り組みが掲載されている。写真はそのときの様子、最新事例のページである。

最後のページ、ガイドラインの作成というところで、これまでの実証実験の成果・課題を踏まえて、テニスコート人工芝の対策について、ガイドラインを年度内に作成して、その後、公表していきたいと考えている。現時点で解決されていない課題もあるので、今後の検証とか実施状況によって、ガイドラインを随時改定していくことを想定している。

多摩市のみならず、ほかの自治体にも同じテニスコートがあるので、そういった方たちに取り組みを促すため、多摩市からの情報発信を行っていききたいと考えていて、来年2月のスポーツ主管課長会議において、多摩市の取り組みを報告して、都内自治体と情報共有を図っていききたい。今後、定例記者会見など、報道機関への情報発信も併せて行っていききたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

あらたに委員 実際こういった内容は、市民にはどうやって知らせるのか。

私市スポーツ振興課長 今、ホームページにも掲載していて、いろいろな他自治体からのお問い合わせとかもいただいているが、青陵中の生徒さんからもこういったホームページを見てなのか、こういった取り組みについて、スポーツの持

続可能性について、そういった機会を通して、スポーツ振興課からこういったことをやっているというこちらからのお声がけというか、説明の機会も捉えて行っていて、今は、広く大々的にということではないかもしれないが、そういった市民に対しての周知、情報発信というのも行っていきたいと考えている。

古谷くらしと文化部長 補足させていただく。この取り組みについては、ちょうど今月初め、週末に行われた環境政策課のほうでやっているサステナブル・アワードに、今回この取り組みを一緒にやらせていただいた事業者さんのうち、住友ゴム工業さんが受賞されてスピーチもしていただき、そうした形での発信も行われているところである。

あと現在、環境部のほうとも密接にこの件に関しては連携・協力をしながらやっているところではあるが、今現在、環境部のほうで策定は進んでいる環境基本計画、その中でも、こういったマイクロプラスチックの取り組みというところでは、この部分の施策の記述というところも手厚くされていて、そうした形での発信というのも今後行われていくものと考えている。

あらたに委員 環境に対する関心というのはどんどんどんどん高まっている中で、やはりシティセールスの一つとして、この取り組みをもっとPRしていくことは大事なことかなと思っているので、そこら辺もう少し環境部とか相談していただいて、工夫していただければと思う。

岩崎委員 今、テニスコートに対してやっているが、多摩市はヴェルディさんのところでサッカーと言っているが、事業者としてそういうところに働きかけることはできるものなのか。こういう取り組みをやっているのはもしかしたらご存じかも知れないが、これだけ排出しているなということを知っていただくということは、環境面はどの事業者さんも今大事だと認識している中で、できることは少しある、全部というのは難しいけれども、ほかのところでもできるかもしれないとか、もしかしたらお考えくださるかもしれない中で、環境部と連携されているというところでは事業者さんにも考えていただく機会というのがあるのかをお聞きする。

私市スポーツ振興課長 南豊ヶ丘フィールドが東京グリーンスポーツリンクさんの後援でやっていただいている、ロングパイルの人工芝で、少し質が違うが、もう少

しテニスコートよりも大きいマイクロプラスチックが出るが、そういった製品化されたもの、フィルターがあるとか、そういった情報提供は東京グリーンスポーツリンクさんにさせていただいて、多摩市も環境に取り組んでいるのでというところで、情報提供とかそういったお願いはしているが、今のところは強制とかそういったところはできない。

古谷くらしと文化部長 補足をさせていただくと、今、ヴェルディさんという言葉も出て、非常にサッカーも人工芝のサッカーコート場を使われることでは、そうしたことも気にかけていただけるときっといいのだらうなと思うが、どちらかというヴェルディさんは使用者側なので、環境整備ということでサッカー場の整備ということと言うと、やはり多くのサッカー場を整備しているのは自治体になるのかと思っている。公共がやっている。

そうするとやはり今回、私市課長のほうからも説明したが、今後の予定として、まずは来年の1月に開催される都内のスポーツ施設を整備する所管の課長会のところで、そういう課題を共有して、ぜひこの取り組みをほかの自治体で持っているテニスコートの人工芝でやっていきたい。さらには、人工芝のサッカー場を持っている公共施設についても同じように考えていただけるときっとありがたいのではないのかとは捉えているところである。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは4番、「こども誰でも通園制度(仮称)」と「多様な他者との関わりの機会の創出事業」について、市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 それでは、本日よろしく願います。

まず、4番の議案だが、一般質問でも、複数の議員から問いただしていただいたところである。政府のほうで検討されている「こども誰でも通園制度」、それから、今年度から既に先行で動き始めている東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」について、多摩市でもこどもまんなかを進めていく中で、現在検討している国制度、都制度について、事前に常任委員会の皆様にご説明させていただく。

廣瀬子育て支援課長 ご存じのとおり、国のほうでも未来戦略で全自治体で今後「こども

誰でも通園制度」、現在、仮称だが、進めていくこととされていて、9月21日から現在まで3回ほど、国のほうで検討会が行われてきている状況である。国では、今月中に試行的実施に向けての中間方針を取りまとめることになっていて、市としてもその動向を現在注視しているところである。

また、東京都では先行して、今年度から「多様な他者との関わりの機会の創出事業」ということで、類似する事業展開を行っている。国の事業、東京都の事業については、こちらに簡単に現時点でわかる範囲でまとめさせていただいている。国また東京都にしても、保育の要件に欠けるお子さん、0、1、2歳が在宅で子育てをしている。子どもさんにとってはいろいろな方との触れ合い、またいろいろな経験をする機会をふやしていくということ、また、親御さんにとっては孤立した子育てを防ぐということ。特に、全国的に見ると0歳児の虐待での死亡事例が現在も多いこともあって、関係機関とつないでいくきっかけにもするということで、この事業を東京都も国も実施することとなっている。

対象児童については、国のほうも0歳6か月から2歳児となっている。また、利用時間については、国と東京都は違うが、国のほうでは検討の現在の状況だと月当たり10時間を上限、また、東京都のほうでは、原則としては月160時間、1日8時間というところがあるが、上限下限は定められていない。

また、補助率について、国の試行的事業については、現在、国、4分の3、市町村4分の1という補助率が示されている。東京都のほうでは、東京都10分の10の補助になる。そんな事業が2つ並行して進められているところで、2番のところ、多摩市としての現状、取り組み状況であるが、多摩市としてもどこの園にも所属してないお子さんというのが、国のほうでは6割とされているが、多摩市でも5割弱いらっしゃる。約1,000人ぐらいのお子さんが、どこの園にも通っていないという状況になっている。

また、在宅で育児を希望する保護者のリフレッシュ保育、それから、最近では幼稚園のプレ保育、2歳児保育に対するニーズというのも非常に高くなっている。また、一方で、一部の地域の保育所や幼稚園では、少子化の影響などによって、保育枠に空きが生じてきている、こんな状況があるので、こ

うした空きスペース、人材の余剰を活用する余剰活用型というところも考えて、現在、こども誰でも通園制度、それから、東京都の多様な他者との関わりの方の創出事業、これの市としても試行的実施に向けて、幼稚園の園長会、また、保育所の園長会と検討を進めているところである。

先般、国のほうで、9月頃、市町村を対象に、誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的実施事業、意向調査があつて、市としてもぜひ実施をしたいということで、意向を表明しているところである。

また、今月中に示される中間取りまとめを確認して、引き続き検討していきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 この制度なのだが、どういった形で申請をしてもらって、どういった園を選んでいくことになるのか。今、試行実施ということだが、対象となる園は、もちろん空き定員があるところということになると思うが、全園、保育園や幼稚園になるのかということをお願い。

鈴木子ども青少年部長 今ほど課長のほうからご説明したが、まだ予算計上ももちろんしていないし、国のほうの制度の概略、概要が今月末にもう少し詳しく出てくるという状況である。どこの園でとか、どういう手続で入園、利用いただくのかということについてもまだ未定である。正直なところ、園長会それぞれとも話をしていかなければいけないことなので、私たちがこうしたいという私見を述べる場ではないと思うので、その辺については、これから検討していきたいということである。

また、先ほど課長の説明で、0、1、2歳の保育に欠けると説明があつたが、これは保育に欠ける必要はないので、誰でもというのは、保育の要件がなくても利用できるということがみそである。

大くま委員 ありがとうございます。これから細かいことが出てきてからどういった形になるのかということもわかった。保育を要件としていないということもわかった。今、既に一時保育などもある中でどういった整理を行うのか。もちろん園長会の先生方とお話をすれば必ず出てくると思うが、そういったことなんかも含めて、丁寧に進めていただきたいということだけ申し上げる。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。  
この際暫時休憩する。

午前 11時59分 休憩

---

午後 1時00分 再開

本間委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

5番、令和6年度4月認可保育所等入所の1次申請について、市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 それでは、資料のほうをご覧いただきたい。この後、課長から詳しくご説明をさせていただくが、本年10月から新年度の入園申請を受け付けを開始している。後ほど9番で学童保育についてもご報告を申し上げるが、現時点では、1次の審査結果の発表が2月になるので、申請が例年と比較してどれぐらいなのかということについてご報告申し上げます。

廣瀬子育て支援課長 資料をご覧いただければと思う。今年度も電子、郵送の申請を行って、また、窓口の申請と併せて11月の8日まで行ってきた。

2番目のところで、こちらに載せているのはあくまでも11月15日時点の暫定の数になっている。認可保育所への申請の状況である。下に募集の人数、それから上に申請者数、また、申請者の状況が昨年度に比べてどのぐらい増減したのかというところで示させていただいている。各園のほうで、募集の人数も動向に合わせて上下させているが、今年度も見ていただいた状況になっている。特に、1歳児については募集人数201人のところに対して、211人の申請があったということ。2歳児についても55人のところ、67人の申請というところで、募集よりも申請のほうが多い状況になっている。

こちらについては、今後また転出入ももちろんあるし、小規模保育所や認証保育所を選んで行かれる方もいるので、現時点の状況と見ていただけらと思う。

第1希望の希望園を見てみると、やはり昨年度、今年度の4月の入所と同じように聖蹟桜ヶ丘地域のご希望が多いような傾向が今年度と同様の傾向

にある。

今後については3番のところだが、この後、園または保護者の方含めて利用の調整を進めて、2月2日には、結果を郵送をさせていただく予定である。定員に空きがあった場合には、2次の募集というところで、1月9日から2月16日まで行っていきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 1点、この1歳児の申請者数の中には、例えば単独園のみの申請であるとか、要は育休の延長を意図したような申請も含んだ数かどうかを確認したい。

廣瀬子育て支援課長 含んだ数になっている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは6番、多摩市子ども・子育て・若者プラン(第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画)における現計画取組の成果確認について。

鈴木子ども青少年部長 それでは、資料6をご覧くださいながらと思う。

既にご案内のとおり、今年度から、次期子ども・子育て・若者プランについては、計画の策定作業に入っている。本年度はニーズ調査、来年度は計画自体の練り上げということになるが、現計画、まだ来年度まで続行中ではあるが、実態がどうなのか、そこを評価しながら、次の計画を練っていくということの中で、本年秋に内部で一定の現状の成果を確認したので、ご報告申し上げます。

関子育て・若者政策担当課長 こちらについては、第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画ということで、令和2年から令和6年度、5年間に及ぶ計画になるが、こちらの成果確認を行っていくというものになる。

資料の2番だが、施策の体系ということで、こちらはまず基本理念がある。基本理念は、「子どもや若者が自分らしく成長することを、保護者や地域みんなで支え、ともによるこびあえるまちになる」。この基本理念から基本方針4つがぶら下がっていて、それぞれ4つの基本方針がある。さらに、この基本方針4つから、右側、基本施策ということで1-①や2-①と

いったもの、全部で10個、基本施策がある。今回はこの10個の基本施策の推進状況の確認等を実施させていただいた。

次のページだが、こちらについては、この計画というのはPDCAのほうで回している。計画の策定、計画の推進、実施状況の点検・評価、そして事業の継続・拡充・計画見直しといった動きで回している。

今回やっているのは、資料のPDCAの右下の実施状況の点検・評価、チェックの部分があるが、これの下の色で囲まれているところなのだが、2023（令和5）年度、現計画取り組みについての成果確認ということで行っている。

経過としては、今年9月に入って、各課に対し、基本施策に対する個別施策の取り組み状況の調査を実施ということで、主な内容としては、それぞれの所管の持っている施策に対して、令和2年度から令和4年度、取り組みの総括。また、それに関する今後の課題、また、課題への対策の方向性、そういったものを調査のほうをさせていただいている。それをまとめたものをまた必要に応じてヒアリングのほうを実施したりして、その後10月31日、第3回子育て・若者推進本部にて協議・決定。また11月15日、令和5年度第3回子ども・子育て会議で現計画の取り組み成果を報告ということでさせていただいている。

実際の現計画の取り組み成果なのだが、資料は量が非常に多いので、こちらについては、ホームページのほうでも資料を掲載させていただいているところである。また、お時間あるときにご覧いただけたらと思うので、よろしく願います。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に7番、子育てひろば事業等業務委託の業者選定（経過）について。

鈴木子ども青少年部長 それでは、7番であるが、今業者選定中なので資料はない。口頭でのご報告になる。

9月の常任委員会で、豊ヶ丘、多摩センターの駅近にある子ども家庭支援センター内のひろば事業、補正予算もお認めいただいたが、急遽、現受託者

が次年度以降の継続が難しいということであったので、9月議会以降、募集をかけさせていただいて、現在選考しているところである。経過について、課長のほうから詳しくご説明申し上げます。

田島子ども家庭支援センター長 それでは、経過についてご報告をさせていただく。

こちらのプロポーザルに関しては、9月20日に公募を開始した。公募締切りは10月5日となっている。スケジュールどおりに、今、進んでいるような状況とはなっている。何者かから反応はあった。11月21日に1次審査、書類審査を行って、12月11日に2次審査ということで、プレゼンテーションが現在終わったところとなっている。現在まだ2次審査中なので、選定中になっているので、詳細に関してはここでは差し控えさせていただくが、12月22日には、最適受託候補者への決定通知を送付する予定でいて、その後、ホームページでも公表したいと思っているので、詳細については、そちらでご覧いただけたらと思う。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

8番、母子保健・児童福祉一体的相談支援体制について、市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 それでは、恐れ入るが、同じ内容を健康福祉常任委員会でもご報告しているので、サイドブックス、健康福祉常任委員会のほうを開いていただいて、協議会4ということで2段目ぐらいだろうか、健康推進課ということで表記されている横向きの資料である。こちらをご覧いただきたいが、よろしいだろうか。

本件については、児童福祉法の改正に当たって母子保健、それから、この母子保健は健康センターで行っているものである。児童福祉という言葉で表されているが、私ども子ども家庭支援センターのほうで行っている相談支援、こちらがより密接に一体的に運営すべしということで、国のほうも方針を出しているし、法の改正もされていく。

これに向けて今、内部で検討を進めているところであるが、その状況についてご報告をさせていただく。

田島子ども家庭支援センター長 こちらに関しては、プロジェクトチームを立ち上げて検討を現在も進めているところである。ここで国が新たな情報として出してきたので、それを今回、報告をさせていただきたいと思っている。

趣旨・目的に関しては、以前からお示しいただいているが、子ども家庭支援センターの部分と母子保健の部分の設立意義の機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関、こども家庭センターの設置に努めることということで、こちらは努力義務という形となっている。

業務内容に関しては、このこども家庭センターの部分、母子保健の部分の相談支援の取り組みに加え、新たにサポートプランを作成することや地域資源の開拓というところが新たな強化ということで、盛り込まれている。

次の3ページ目のこども家庭センターを設置したという条件に関しては、こちらの四角囲みになっている要件1から5に当たるものとなっていて、1番の双方の一体的な運営を行うこと。2番に関してはセンター長を1名配置すること。3番、両方を統括する統括支援員を配置すること。4番、両方の、現在児童福祉法第10条で規定されているものであるとか、母子保健法の22条で規定されている業務を行うこと。そして5番、当該施設の名称はこども家庭センター、またはそれに類する自治体独自の統一的名称を称することということで示されているところである。

次のページの、4ページ目になるが、こちら少し表でまとめたところとなっている。こども家庭センターに関しては、この内容の部分と重なるところは省くが、必須となっている四角囲みのサポートプランやセンター長と統括支援員の配置、合同会議、そのほかこども家庭センターに名称を類するもの等々、こちらに記載してあるものは必須となっていて、隣の地域の実情に応じて実施といったところが、こども家庭センターで行うことができるという規定となっている。そして、こちらは努力義務という形になる。

ただし、その下にあるサポートプランに関しては、義務となっている。令和6年の4月から、こども家庭センターを設置しなくても実施する必要があるということで、出されてきている。また、Q&Aなども出されてきているところであるので、そちらを今詳細確認しながら検討を進めていて、今後

も引き続き検討していく予定でいる。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

9番、令和6年度学童クラブ入所申請について、市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 それでは、先ほどの市内認可保育所の1次申請、5番のものと同様に、学童クラブの入所申請状況について、課長のほうからご報告する。

石山児童青少年課長 まず、申しわけないが、先に資料の数字の訂正を4か所させてほしい。1番の中ポツ、第一期申請内訳の中の学童クラブ申請数が、今現在264という数字になっているが、こちらを261に訂正させてほしい。その隣の申請割合を今現在14.2%になっているが、14%に修正をさせてほしい。続いて、郵送のパーセンテージが今現在10.1と表記されているところを10.2%に修正をさせてほしい。合計の欄だが、今現在1,857人となっているところを1,854人に訂正をさせていただきたい。大変申しわけない。

では、説明をさせていただく。まず、1番の入所受付状況だが、窓口のほうは10月27日より受付をしているが、インターネットのほうはこれに先駆けて、インターネット、郵送、10月5日より受け付け、11月の1日まで受け付けた第1期の申請状況について報告をさせていただく。

申請件数は全体で1,854人、昨年度の同時期第1期の申請が1,798人なので、3.1%の上昇になっている。今後の予定としては、11月2日以降で、第2期の今現在申請の受付中である。第5期、3月15日までの受付をして、令和6年度の学童クラブの入所の決定を順次していきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 この申請の仕方です。今インターネット、郵送と書いてあって、学童クラブ、直接窓口となっているが、この郵送するという数が大分減って、インターネットになっているのか。結構インターネットの数が多いのはわかるが、意外と郵送の方とかも、窓口の方もいらっしゃると思うが、その辺は何か市としては、この申請の仕方です。インターネットがほとんどなのかと私は思った

が、その辺の違いというのは何かあるとお考えか。

石山児童青少年課長 おととしまでは、インターネットでの受付、令和4年度入所申請分からインターネットでの受付を開始し、徐々にパーセンテージとしては、比率としては、大分ふえているかと受け止めている。

一方で窓口、新しく子どもを小学校に入学するタイミングで、学童クラブに預けたいと。その際に、手続の申請書に不備がないかどうかとか、今現在、自分が希望している学童保育所が入りやすいか入りにくいかという状況を確認したいというお客様は、直接窓口でその辺の状況を職員とも対話を望んでいらっしゃる方は、依然として2割ぐらいはいるのかというところである。

ただ一方で、もう既に学童クラブを利用している2年生に上がる方や3年生に上がる保護者の方にとっては、窓口よりもインターネットで手続は大分簡単にできるようになったということが、徐々に徐々に口コミ等も含めて広がって、すごく楽になったという評価をいただいているのが今の現状である。また、この部分については利便性、お客様が利用しやすいようにということで広げていきたいというのが所管の考えである。

岩崎委員 わかった、ありがとう。実際に数はこういうふうになってきているが、やはり窓口的なものは残していただけたほうがいいのかというところは私は思ったので、その辺は所管としても考えていく形でよろしく願いしたい。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

この放課後子ども教室の質疑がもしあればこちらで伺えるのかと聞いている。前回、連光寺のほうに行かせていただいて、貝取はまだだが。

松田委員 学童、申請者数はもう従前からふえている感じである。地方でもどこの学童が結構いっぱい、どこがもう3年生以降は入れなくなっているとか把握していると思うが、この間、放課後子ども教室を見せていただいて、全てのところであれができるかどうかはなかなか厳しいかもしれないが、これから、延べ床面積の問題とかもずっと出て、例えばピークアウトするところは、箱は要らなくなるのではないかとということもあるかもしれないが、やはり見せてもらって、あれはひとつ今後のそれを解消する結構肝に

なるのかとも感じたが、その辺り、市のほうはどう考えているのか。

鈴木子ども青少年部長　ご指摘いただいたところで、まず、基本的には一番最初にご確認いただいた今の資料で、昨年の同時期の申請が1,798、今年度については1,854ということで、子どもの数総数は市内減っているのは事実で、多分共通認識だと思うが、要は需要、放課後の保育の需要は確実に上がっているという、割合が上がっているから人数総数は減っているが、申請がふえているという状況である。

放課後子ども教室については、現在、所管部としては議場でもご説明させていただいているが、10月から始めている連光寺小学校と貝取小学校は試金石だと思っている。基本的には、他の学校についても同様に放課後子ども教室の実践をしていきたいと考えているし、学童保育についても、元来、私が市役所に入った頃、30年前ぐらいは、学童クラブ連絡協議会さんとか、保護者のご要望は、学校とは別の場所に独立した施設を市民の要望としてあった。市は、それに応じて市議会とも協議をしながら、単独の学童クラブを設置してきたわけだが、現在に至っては、学校から学童クラブまでの移動がリスクがあると保護者も捉えていて、学校への校内化を進めているところである。

ただ、校内化がまだ完了していないので、一部、松田委員にもご参加いただいたが、第三小学校の例もあるので、並行して進めていく中ではご覧いただいた連光寺小学校のように、学童クラブで過ごす子、それから、放課後子ども教室を使って、放課後子ども教室は1回下校してから来ることもできるし、そのままランドセルをしょって参加することもできるということで、かなり利便性はよくできているかと思っているので、課題等を解決をしていながら、行く行くは全市的な展開にできるだけ早く進めたいと思っている。学童保育を新たに校庭内に園舎をつくっていくということはやはり校庭を狭めるし、ご指摘のとおり行く行くの動向を見れば、もしかするとその施設が不要になってくる可能性もあるので、放課後子ども教室とうまくバランスを図りながら、できるだけ速やかに展開をしていきたいと思っている。

松田委員　やはりこの人数が減っていて需要がふえているというところは、絶対い

つか、今、部長がおっしゃっているのは私もそこはよくわかっているが、建物は絶対いつか要らなくなるというか、場所によって、地域によってもふえるところはあるだろうというのはあるから、そういうところで考えていただきたいなと思う。よろしく願います。

岩崎委員 放課後子ども教室を見させていただいてありがとう。今少しずつふやしていきたいとおっしゃった中で、ハード面のところでたまたま連光寺小学校さんが使っているところにエアコンがなかったりとかして、考えていかなければいけないと思ったが、そういうハード面のところの課題というのはどう精査していく形で考えていらっしゃるのかをお聞きする。

鈴木子ども青少年部長 今回、私ども同行しなかったのも、その場での説明はできなかったが、基本、放課後子ども教室の運営については、主体は私ども市長部局、子ども青少年部で動かすが、実際にはやはり学校の中で行う事業である。連光寺小学校も、校長先生の絶大なご協力をいただいて、ご覧いただいたとおりロケーションとすると、学童クラブとかなりコミュニケーションがとりやすい場所を使っている。また、お時間があれば貝取小学校も見ていただきたいが、貝取のほうは、教室の都合も含めて2階にある。貝取のほうは常時エアコンがついている部屋ということで、ただ、連光寺のほうも校長先生とお話をさせていただいている中では、放課後に限定して行う事業なので稼働していない教室、かつ個人情報あまりないところ、要は普通の何年何組で使っているところは、個人の持ち物がかなり収蔵されているので、そこを放課後子ども教室で稼働するのは非常に難しいと考えているが、現時点でもお向かいにあった図書室、あそこはエアコンがついている。そこは10月以降は暑い日にも使わせていただいたりしているので、あと課題とすると夏休み、一般質問の中でも少し議論させていただいたが、やはり夏休み、長期休業中の運営について学校とよくよく協議をする必要があると思っているので、その辺を課題をこの1年間でしっかり把握をさせていただいて、一つ一つ、児童青少年課を中心に教育委員会、あるいは学校現場、校長先生、副校長先生と調整をさせていただいて、対応を進めていきたいと思う。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に10番、令和6年多摩市二十歳の祝賀祭(旧成人式)について、市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 それでは、資料のほうをご覧いただきたい。

今年度、年明けになるが、1月8日の祝日に旧成人式、二十歳の祝賀祭ということで、パルテノン多摩大ホールで執り行う。事業の詳細について大分固まってきたので、担当課長のほうからご説明させていただく。

石山児童青少年課長 9月にも、子ども教育常任委員会で報告させていただいたが、その後、二十歳の祝賀祭実行委員会、二十歳の方たちで17人で組織されている実行委員会のほうで徐々に決まってきたので、報告をさせていただく。

タイトルが、『開花\せ~ので行ってきます/』というタイトルになって、先ほど当日配付で申しわけない、はがきのほうを皆さんのほうにお渡ししたが、そちらにもこのタイトルが使われているところである。こちらが12月4日に対象者、11月15日現在で住民記録台帳に登録されている1,545人の対象者の方に送付を終えている。

1月8日祝日が当日だが、当日は実行委員会が企画した式典の後に、イベントとして、実行委員会が企画した恩師のビデオメッセージ、それからクイズ大会、大喜利大会などを行う予定である。こういったところが進捗として決まったことである。

本間委員長 市側の説明が終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、11番、令和5年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書について、市側の説明を求める。

城所教育振興課長 それでは、令和5年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書についてご説明する。このたび、事務点検評価報告書がまとまったので、ご報告させていただくものである。資料は11番に概要版と報告書の2つ提示させていただいている。説明は、概要版を使わせていただければと思っている。

事務点検評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第26条の規定に基づいて、1年間に行った教育委員会の事務がどのようなものなのか、教育委員会自ら振り返り、評価する取り組みとなっている。

多摩市では第二次多摩市教育振興プランに基づいて、実施している73の事業の中から教育委員会が10事業を選定して評価したところである。10事業のうち5事業が新規事業、ほかの5事業は再評価事業である。

概要版の2ページ目の上段に、本紙の見方として、目標の達成状況や今後の方向性を4段階で示していることが記載されている。大きくは目標の達成状況と今後の方向性をAからDまで指標を立て、各課において評価した後、教育委員会で協議し、お二人の学識経験者の意見を踏まえながら、最終的な評価と今後の方向性を定めている。

今回の報告書であるが、目標の達成状況として、A事業が5事業、B事業が4事業、C事業が1事業となり、達成度が高いとされているAとBで9事業であることから、多くの事業について目標が達成されたと考えられているところである。また、今後の方向性としてAが7事業、Bが2事業、Cが1事業となり、AとBで9事業であることから、今後の方向性としても、取り組んでいくものということが確認できたと考えているところである。

教育委員会としては、引き続き本事務点検評価等を参考にしながら、教育委員会として各種事業を実施していきたいと考えているところである。詳細は報告書をご覧いただければと考えているところである。

本間委員長

市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員

3番の給食のことに関してが少し課題があるみたいな評価になっているが、今回多摩市は他の自治体でもやっているところはあるが、牛乳の選択制を始めたかと思うが、そういう意味では少し選べる状況で牛乳が捨てられる、廃棄される状況が変わってきているかと思うが、その辺で何か課題、実際に事業をやってみて、教育委員の人が決めてくださったということもあって、私たちとしてはよかったかなと思っているが、これである意味一歩進んだという考え方を持っているのかお聞きする。

佐藤学校給食センター長

牛乳停止の話は教育委員会で採択をされて、その後、学校現場の調整の上で2学期から始めたということで、今はちょうど牛乳停止の運

用をしているところである。今後、牛乳停止の数がどう推移していくかというのは、これからの状況にも関わってくるので、注視しているところではあるが、選択制によって届出をしていただくことによって牛乳を止めることができるということになったことで、捨てられる牛乳が少なくなるのではというところは、それはもう事実になってくると思うので、今後の推移を見ながら我々としては牛乳を飲んでほしいと、成長に欠かせないものということで牛乳を飲んでほしいが、ただ一方で、そういう牛乳が飲めない子どもたちに対してはどう対応するのだというところが問われていたので、そこは改善できたかと考えているので、今後、今回評価低かったが、これは委員さんからも、給食センターだけで取り組むことはもう難しいというところなので、学校現場ともっともっと連携を深めて進めていかないと減らないねというところで、評価は辛めにいただいているが、現状としては、給食センターだけではなくて、学校も含めて一緒になってやっていかないとできないよねというところで、共通認識が持てたかと思うので、これはこれですごく我々としても励みになることになる。

あらたに委員　今ので結構大事なことが、先生たちは子どもたちと一緒に食べる時間は今きちんと確保できるようになっているか。結構、先生は忙しくて、あまり子どもたちと一緒に給食を食べる時間がないとか、そんなことも特に中学生になるとそういう傾向があるようなことを聞かれていたが、教育現場としてどうなのか。

山本教育部参事　今、ご質問いただいた、教員が給食を子どもたちと一緒に食べる時間が確保できているかということなのだが、給食の時間中は給食指導として、教員のほうは必ず指導として入っている。時間については、それぞれそのときの状況にもよるが、一応子どもたちと食べる時間については確保できているという状況になる。

本間委員長　ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長　質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に12番、多摩市立八ヶ岳少年自然の家の食事料の改定について。

齊藤社会教育・文化財担当課長　よろしく願います。それでは、協議会の資料12をご覧

いただきたい。多摩市立八ヶ岳少年自然の家の食事料の改定についてである。

まず、改定価格ということで、最初に1番で載せさせていただいている。改定価格と現行価格それぞれの引き上げ額ということで一覧表で示させていただいている。改定率であるが、枠外の下のほうに記載させていただいている。現行価格に13%を上乗せし、一の位を四捨五入した金額ということである。

2枚目のほうに移っていただいて、今回の改定理由を申し上げる。近年、食料価格の上昇というのはもうご存じのとおりだと思うが、令和2年4月を基準として、令和5年7月時点で大体食料の消費者物価指数が13.1%上昇している。符合するように、八ヶ岳少年自然の家が現指定管理を受けた平成30年と昨年を比べると、食事の原価率がこちらもやはり13ポイント、パーセンテージで言うと55%から68%強という形で、原価率も上がってきているというような状況があった。

原価率が上がることによって、やはりお客様に提供する食事の質が低下してはいけないというところで、今、指定管理を受けていただいている富士見パノラマリゾートさんから食事料を改定したいというご相談をいただいて、いろいろと協議をさせていただいた結果、教育委員会のほうで議題としてのせさせていただいて、今回の13%の食事料の改定という形で決定させていただいたものを報告させていただくものである。

改定の時期であるが、来年の4月1日から3月31日の夕飯までは現行価格、1日明けて4月1日の朝食から新しい改定価格ということで、今後、たま広報とかいろいろな媒体を通じて、市民の皆様にもご周知をさせていただきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に13番、鶴牧西公園の国登録有形文化財に関する寄附の受領について。

齊藤社会教育・文化財担当課長 引き続き、協議会資料の13番をご覧いただきたい。

9月の協議会で、鶴牧西公園の国登録有形文化財の寄附のお申出をいただいたということでご報告申し上げたが、今回は寄附の受領ということで、先月11月28日に、所有者と必要な書類のやり取りをさせていただいて、法務局において手続を取り、今月、国の登録有形文化財の所有に関して、寄贈という形で多摩市のほうに移転したということのご報告である。

2枚目をご覧いただきたい。今回ご寄贈いただいたものは、2枚目の2つ、写真を載せているが、左側、川井家住宅主屋ということで、明治18年頃の建築のものである。右側の土蔵に関しては、こちらも国の登録有形文化財ではあるが、既に多摩市のほうにご寄贈いただいているということで、今後、主屋とこの土蔵、2つの国の登録有形文化財の活用を図るために、保存活用計画を来年度から作成していくということで予定をしているというものである。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に14番、多摩市教育委員会・東京都市大学の共催による旧多摩聖蹟記念館企画展の開催について、市側の説明を求める。

齊藤社会教育・文化財担当課長 引き続き、協議会資料14をご覧いただきたい。

補正予算審議でも説明をさせていただいたが、多摩市教育委員会と東京都市大学の共催による旧多摩聖蹟記念館での企画展を来年2月29日から予定している。会期は5月の26日までということで、今回の企画展であるが、「多摩聖蹟記念館と建築家・蔵田周忠」と題して開催する予定である。この蔵田周忠さんだが、関根要太郎事務所に当時お勤めになられて、この関根要太郎さんと蔵田周忠さんが旧多摩聖蹟記念館、設計された。要は設計の担当者であったということである。

この旧多摩聖蹟記念館であるが、東京都の特に景観上重要な歴史的建造物と、あと、令和4年には、DOCOMOMOという国際機関の日本の支部になるが、そちらのほうからも日本におけるモダン・ムーブメントの建築ということで、2つ選定を頂戴しておるような状況である。

こうした建物から、旧多摩聖蹟記念館にスポットを当てて、この蔵田周忠

さんの設計というところと合わせて、企画内容を展示物等を展示しながら、企画展を開催していきたいというところでのものである。

2枚目をご覧いただきたい。この蔵田周忠さんだが、多摩市の旧多摩聖蹟記念館や京王閣の設計した後、渡航して、留学した後戻ってきた後に、東京都市大学で教鞭を執られていたということで、この東京都市大学の図書館の中に、蔵田文庫というエリアが設けられていて、貴重な資料がある。それを今回は共催という形でいろいろと貸し出していただいて、お越しになった皆さん、市民を中心とする皆様方にも見ていただくということで予定をしているものである。

また、関連イベントとして、講演会なども、大学側の講堂を使わせていただいてということで、こちらに関しては年度明けて4月以降ということで、今準備を進めているというものである。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 今、講演会をされると。講演会自体は大学のほうでされるということか。例えば記念館のほうで視聴できるような形とかはないのかをお聞きする。

齊藤社会教育・文化財担当課長 大学の講堂も無償でお貸しいただくというところと、あと監修を今回東京都市大学の先生にさせていただくが、その方が司会というか、進めていただくということで、予定しているというところである。視聴に関してはライブでというところは難しいかもしれないが、今、記録というか映像を撮って、多摩市のユーチューブチャンネルとか、そういうところで見れるような形で準備を進めていきたいと。そのために今準備を進めているという状況である。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に15番、食品加工会社の産地偽装報道について、市側の説明を求める。

佐藤学校給食センター長 それでは、食品加工会社の産地偽装報道について、経過報告させていただきます。

まず、1の概要のところをご覧いただきたい。10月31日に川崎市教育

委員会からの発表で、食肉加工業者が豚肉の産地を偽装して、学校給食に納品していたことが公表された。多摩市の学校給食センターでも同じ業者が直接契約で納品しており、相模原市にある食肉加工会社、株式会社寿食品であるが、正確には親会社であるこの株式会社寿食品のもとで、同社の食肉加工本部と契約を結んでいた。

学校給食センターではこの業者から食肉を仕入れていて、10月の納品では、10月20日の金曜日までに豚肉と鳥肉、ベーコンを使用していた。

2番の経過のところにもあるが、20日の金曜日に、先方から来週以降の納品ができないと通告があつて、急遽、別業者に発注変更して事なきを得たが、その後、26日木曜日に、神奈川県的生活衛生課から、神奈川県警が産地偽装の疑いで捜査しているので、食材を保管して捜査協力してほしいとの連絡が入った。

既に納品され、使用された食材が川崎市と同じものなのか、産地偽装されたものなのか確認できない中、この件について報道が先行したため、11月2日木曜日に、全小・中学校と私立の帝京大小学校に校長宛て、保護者宛てに産地偽装の疑いで捜査を受けている株式会社寿食品から納品があり、給食に使用したことと、今後の対応等についておわびも添え、文書を出し、市議会にも一報を入れさせていただいた。同日に、公式ホームページにも掲載をさせていただいた。なお、食べたことによる健康被害などの訴えやお問い合わせは1件も入っていない。この件については、ほかの自治体とも連絡を取り合い、状況を確認したところ、この寿食品と直接契約をしていた自治体は、お隣の稲城市と府中市、多摩市を入れた3市であった。ほかの自治体でも別の業者を通して納品していたことがわかった。

こうして多摩地域で広がっている状況があつたので、府中市のほうで音頭を取っていただいて、東京都教育庁の義務教育課に連絡を入れていただいて、状況の把握と窓口の一本化、統一的な対応がとれるようお願いをさせていただいた。

11月8日には、神奈川県警から、現在、寿食品に対して捜査中ではあるが、保存している検体の取扱いについては国産であるか、外国産であるか、産地の判別検査、これは警察ではやらないと、自治体判断でやってほしいと

いう提案があった。府中市や稲城市にも同様の連絡があったので、また、府中市のほうが音頭を取っていただいて、東京都に好意的な対応を図ってほしいと、一括で検査をしてほしいと改めて要望していただいて、ただ、残念ながらその結果が、こちらのほうにまだ返答が来てないような状況である。

その後、先方から、10月分の支払い請求が届いたので、支払うべきかの可否と、あと偽装された事実が確認した場合に、損害賠償の請求の可否など今後の対応について、法務担当に法律相談をさせていただいて、支払いについては、先方が国産であると立証しない限りは、支払うことは見合わせるという内部の決定をさせていただいて、賠償請求については、どこまで対応するか検討することで、今後の対応の考えを内部の中では整理している。

そして15日の水曜日に、寿食品のほうからはこれまで受注していた同社食肉加工本部が廃業となったという通告があった。この表には書かれていないが、その後、22日の水曜日に親会社である寿食品から社内で調査したところ、廃業となった同社食肉加工本部が偽装していた事実を認めた返信があった。

次に、今後の対応（再発防止）のところをご覧いただきたい。学校給食の提供については、先月から引き続き今月以降も別の業者に発注をして、献立内容に支障がないよう、滞りなく肉・肉加工品を受けて、安全・安心な学校給食の提供に努めている。また、食材の安全確保については、産地偽装の食肉について、今月以降、全ての納品業者に産地証明書を提出させ、見積書や契約書、納品書と突合し、確認を徹底する。納品当日には栄養士による検査も実施している。

また、来年度からは、令和6年度・7年度の学校給食物資納入業者の指定登録の更新時期となるので、取扱要項と規格表に従った内容で、納品時には、継続して産地証明を提出させるよう周知徹底を図って、再発防止に努めていく。

食の安全性を確認するために必要な食品検査については、これまでも適宜、食品衛生法上の検査を実施しているが、今後も抜き打ちで検査をして、検査結果を公表していきたいと考えている。

資料の説明は以上であるが、その後の状況として、東京都からの対応動向

が示されていないという中で、産地の判別検査については、学校給食センターで独自に検査機関に委託をして実施する。その検査結果と一連の契約関係の書類をもって、神奈川県警に捜査の依頼をしていく。府中市も稲城市も同様に対応を行っていると同っている。実は一昨日、神奈川県警が来られて保存検体の確認と撮影をして行かれた。そして、納品や検収状況等の聞き取りが直接現場で行われて、どのように納品がされて、どのようなもので確認して、どのように検収をしてきたのかということを書き細かく調書に書かれておられた。

その後、保存検体を神奈川県にある株式会社同位体研究所という検査機関があって、こちらのほうにこの検体を提出して、産地判別の検査を昨日、依頼した。検査結果や今後の進展状況等については、改めて議会に報告をさせていただく。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 産地証明書についてだが、今後は、義務づけを行うということで、これまでは取っていなかったというお話だったと思う。ずっととってこなかったのか、どこかで取るのをやめたのか、そういった扱いがあるが、わからなければ後に調査してもらって報告していただければよいが、どういう扱いになったのかということだけお聞きする。

佐藤学校給食センター長 産地証明は、昔はどうも取っていたらしい。それがいつ頃なのかというところは、それは確認してみないとわからないし、直営の時代の話、現業の方たちがいた時代の話かもしれない。それが産地証明が取らなくなって、見積書と注文書、契約書と納品書で突合をしながら、そして、その日その日の栄養士による検収を行って、最終的に納品を受けていたという事実があるので、今回、産地証明を取っていなかったというところは、改めてこれから産地証明を取っていかうということで、もう既に業者さんにはお願いをして、産地の証明をいただいているので、その経緯については調べさせてほしい。

岩崎委員 こういうことが起こったというのは、実際には市もそうであるし、皆さんも保護者の方もお子さんも裏切られたという感じだったと思うが、実際に先ほどご説明で、次の業者が事なきを得て見つかったとあったが、これだ

け物価が上がっていて、それで実際に国産のお肉とかあるいは加工食品が上がっているという現実の中で、次の業者さんが同じ状況の中でやはりいろいろ食品を卸していると考えたら、物価の高騰の中で給食費をどのように考えていけばいいのかというところでは、実際の物価高がある中で、このお肉が国産であるとやはり高いのではないかと市は思うと、業者さんがちょっと苦しいということを言える関係性というのがすごく重要かと思うが、そこら辺のほうは、市としてはどのように認識されているかをお聞きする。

佐藤学校給食センター長 非常に難しいご質問である。実際問題としてやはり国産は割高である。だからといって、子どもたちが食べる給食だから、質を下げるわけにはいかないと。なのでそこは見積り合わせをしながら価格をできるだけ安いところを選んで、作業しているところではあるが、確かにご指摘のとおり、物価高というところでは食材の価格も上がっているの、そこをどう折り合いをつけるかというところは、これは、我々学校給食センターが課せられた課題かなと考えている。

岩崎委員 これは多摩市だけの問題ではもちろんないが、業者さんとのやり取りの中で、誠実にやっていただきたいという一方で、こういう実態が社会の中にあるわけだから、だからといって偽装していいということは全くないが、やはりなるべく言える関係をつくっていただいて、そしてなおかつ安い食品が難しい場合もあるだろうから、そういうときにもしっかりと本音で言える関係をぜひ築いていただきたいと思うので、そのところをもう一度お願いする。

佐藤学校給食センター長 ありがとうございます。先ほど私のほうから、令和6年度・7年度、登録更新の時期だと申し上げた。ちょうど来年の2月に、こちらに今ちょうど、その指定登録を希望される業者さんの受付をしているところである。その業者さんたちに対して、一堂に集まっていただいて説明会を開催する。これが日にちはまだ決まっていないが、2月だと聞いている。

その中では、これは私のほうからもお話を差し上げたいなと思っているのは、今回こういった産地偽装という大変残念な結果になり、これは、子どもたちの健康にも直接関わってくることであり、逆に言えば、納品してくださる業者さんの信用問題にもなって、廃業になるようなことになるとこ

ろで、こういった産地偽装が2度、3度起きないように、ここは一緒に信頼関係を持って納品に当たってほしいということを我々としては強く訴えていきたいと思っている。

その中で、割高であっても、そこは保護者の方からいただいている給食費の中で何とかやりくりをしながら、おいしいお肉の食材を提供できるように、学校給食センターとして最善の努力をしていくということで、我々は考えているので、これからも見守っていただきたいと思う。

あらたに委員 1点確認だが、もともと購入する段階での仕様は何県産だとか、ものによってそんなところまでこだわりがあったりするものなのか。あくまでも国産と外国産という程度の区分で仕様を要求しているのかという、そこはどのようにしているか。

佐藤学校給食センター長 今のご質問の中で、どこの何々県の産なのかというところは、特にこだわりはない。ただ、その物資取扱いの中では、原則、国産とうたっているもので、外国産か国産かと言われればそれは国産のほうを最優先するということである。お肉についてはもう原則国産というところでやっているもので、そのどこの県のものだとかというところまでは、こちらのほうではしんしゃくしていない。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

最後、16番、多摩市フレキシスクールOn lineの中央図書館での試行実施について、市側の説明を求める。

野原教育協働担当課長 それでは、協議会資料16をご覧ください。多摩市フレキシスクールOn lineの中央図書館での試行実施ということで、ご説明をさせていただきます。

まず、1番の実施の背景である。仮想空間を活用した新たな不登校対策として、多摩市フレキシスクールOn line、令和5年10月から開設をしている。この仮想空間自体は、東京都教育委員会が構築をしたものであって、多摩市は対象として、不登校の児童・生徒のお子さんの中で、学校や関係機関とのつながりが途切れがちな児童・生徒を対象ということで開設を

している。

この不登校児童・生徒なのだが、文部科学省のCOCOLOプランでは、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるということで、プランの中でうたわれているので、これは多摩市としてさらなる取り組みということで、この多摩市フレキシスクールOnlineの利用を中央図書館にさらに広げるというところで、試行実施というところである。

具体的な内容である。2番になる。まず対象は、先ほどのフレキシスクールOnlineのお申込みをいただいた方の中の中学生ということで限定をさせていただいている。

それから期間だが、令和6年3月末日までの時限的な施行というところになっている。

そして内容ということでは、ICTを活用したフレキシスクールになるので、電子端末を持って行っていただいて、中央図書館などの無料のWi-Fi環境を活用していただきながら、電子の端末で学習を進めていただくということを想定している。

それから申込みに関しては、学習を希望するご家庭から学校にお申込みをいただいて、この資料にもあるフレキシスクール学生証をそのご家庭に発行をする。これはお子さんが持参をいただいて、中央図書館にいらっしゃるときにはこの学生証を常に携帯をしていただく。実はもう図書館の職員とも調整が済んでいるので、何か困ったことがあれば、生徒さんがこの学生証を持って図書館の窓口に行くということになっている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 新たな場所でこういった取り組みを進めることがいいと思うが、少し疑問なのは、無料のWi-Fiを活用して、タブレットを活用してやっていくということの中で、新たな試行実施というような形になるから、何かしらの形があるのか。学生証を発行するということと、図書館とも一定の連携をするということは今説明があったが、要はフリーのWi-Fiで、今のタブレットでアクセスされたらどこでもできるのかと思うが、その辺の位置づけとか、こういったことが特徴とかあれば、もう少し詳しく伺いたい。

野原教育協働担当課長 施行実施というところでの詳しい設定の要件というか、そういっ

たところなのだが、まず、通うというところがあるので、できるだけ安全な場所、それからあと勉強するのに静かな環境、そういった適したところがまず図書館ということで考えている。これを今後広げるかといったところは、この利用状況とかそういったところを検討しながらまた考えていきたいと考えている。

大くま委員 通うに当たって、安全な場所で静かな場所で学習に適した環境だと思うが、それはよくわかるが、あえてそういった試行実施をしない場合に、フレキシブルOnline、例えば屋外での利用であるとか、通常の無料Wi-Fiでの接続なんかができないような環境にあるのか。それは別にできるのだけれども、とりあえず中央図書館を一つ位置づけて、通ってもらうという。中央図書館に位置づけて、そこに通っていくその行動様式の変容を促すというような事業なのか。

野原教育協働担当課長 まずは中央図書館でいうところが、この無料Wi-Fiがついているところが中央図書館というところもあるので、まずはここで試行はしてみて、ご意見とかそういうのを伺いながらというところである。ただ、中学生が日中、学校ではないところに行くというのはそれなりにハードルがあるとこちらも認識をしているので、やはり場所はもうどんなところでもという、安全上少し懸念がされるところなので、絞っていくというところは少し考えている。

あらたに委員 この利用時間は図書館のやっている時間は、いつでもできるよという前提なのか、平日のという限定があるが、平日でも正直言うと試験前になるとブースの取り合いとか、そういうのが実際、図書館でも行われているわけだが、例えばこれを持ってやりたいよという子が優先的に使えるようなイニシアチブがあるとか、そういったことはあるか。

野原教育協働担当課長 今のところ、その席に関しての優先的な取扱いというご案内は実はしていない状況である。また、中央図書館の利用状況は、今確認はしていて、土日祝日、長期休業期間中はやはり非常に混雑をしていると確認はしているので、平日であれば今のところ大丈夫というような一応確認をとった中で、あと学校がやはり基本的にやっている平日ということで、今、この試行では考えている。

本間委員長 ほかには質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、17番、所管事務調査についての件に入る。

6月26日の子ども教育常任委員会協議会において、子ども教育常任委員会の2年間のテーマを子ども・若者への支援についてとすることとした。9月15日の委員会においては、この2年間のテーマを所管事務調査に位置づけるかについて、今後の調査進展状況により、12月の委員会で改めて協議をすることとした。また、テーマに関連した先進市として、10月19日に愛知県豊橋市、20日に京都府京都市にて、子ども・若者支援の先進的な取り組みについて視察を行った。その視察を通して、子ども若者支援の効果や課題などの実際を学んだことでさらに調査を進め、その成果をまとめて、市民にも報告する必要があると考えた。

よって、この2年間のテーマを所管事務調査に位置づけたいが、よろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 それでは、所管事務調査に位置づけたい。

本日、協議会終了後に委員会において、所管事務調査についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 それでは、そのようにさせていただく。

なお、所管事務調査とする場合、議長と調査事項、調査目的、調査方法、調査期間を通知することとなる。

調査事項は、子ども・若者への支援について。調査目的は、6月26日の子ども教育常任委員会協議会において決定したとおり、多摩市においても不登校対策やインクルーシブ教育など、子ども・若者に関する課題を抱えている。子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を持つ市として、さきに述べた課題を踏まえ、子ども・若者への支援の具現化に向けて調査、研究する。

調査方法は、委員会での議論、視察及び意見交換。

調査期間は、委員の任期中でよろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 それでは、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 2時09分 再開

本間委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

協議会の中で所管事務調査についてご意見を伺ったところ、子ども教育常任委員会において、子ども・若者への支援についてを所管事務の調査事項とすることで意見がまとまった。本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。よってこの際、所管事務調査についてを日程に追加し議題とする。

お諮りする。先ほど確認したとおり、本委員会は2年間のテーマを所管事務調査と位置づけることとし、調査事項は子ども・若者への支援について、調査目的は、多摩市においても不登校対策やインクルーシブ教育など、子ども若者に関する課題を抱えている。子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を持つ市として、さきに述べた課題を踏まえ、子ども若者への支援の具現化に向けて調査・研究する。調査方法は、委員会での議論、視察及び意見交換。調査期間は、委員の任期中といたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。では、そのように決定する。

また、本所管事務調査については、閉会中の継続調査の申し出をいたしたい。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって、子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 2時11分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

本 間 としえ